平成２５年第２回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第２日目)

平成２５年６月１９日（水曜日）　　午前９時３０分開議

第１３　一般質問

第５　　議案第３８号　平成２５年度訓子府町一般会計補正予算（第２号）について

第６　　議案第３９号　平成２５年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

第７　　議案第４０号　平成２５年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

第８　　議案第４１号　平成２５年度訓子府町水道事業会計補正予算（第１号）について

第９　　議案第４２号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について

第１０　議案第４３号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第１１　議案第４６号　末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について

第１２　議案第４７号　町道路線の廃止について

○出席議員（１０名）

１番	小林一甫 君	２番	佐藤静基 君
３番	西山由美子 君	４番	安藤義昭 君
５番	上原豊茂 君	６番	橋本憲治 君
７番	工藤弘喜 君	８番	河端芳惠 君
９番	山本朝英 君	１０番	余湖龍三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春	君	
副町長	佐藤明美	君	
総務課長	森谷清和	君	
企画財政課長	伊田彰	君	
町民課長	佐藤純一	君	
福祉保健課長	八鍬光邦	君	
福祉保健課業務監	渡辺克人	君	
農林商工課長	村口鉄哉	君	
建設課長	佐藤正好	君	
上下水道課長	遠藤琢磨	君	
会計管理者	平塚晴康	君	
教育長	林秀貴	君	
管理課長	山内啓伸	君	
社会教育課長	上野敏夫	君	
社会教育課業務監	元谷隆人	君	
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山信也	君	
図書館長	三好寿一郎	君	
農業委員会事務局長	竹村治実	君	
教育委員長	飯田洋司	君	
監査委員	山田稔	君	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇	君
議会事務局係長	中島千花子	君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君）　皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

谷本農業委員会会長及び仁木選挙管理委員長から、本日、欠席の報告がありました。

なお、谷本農業委員会会長及び仁木選挙管理委員長については、今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

昨日に続き、今日も温度が上がりますので、上着を脱いでも結構でございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君）　日程第１３、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

１０番、余湖龍三君の発言を許します。

１０番、余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　１０番、余湖です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、１問目としまして、幸町線の安全対策について、お伺いします。

駅周辺整備事業がいよいよはじまりますが、この付近は、日頃より地域住民の往来、高校生の通学、児童の通学路、また、裏の芝生や遊具などの利用が大変活発な周辺となっています。今、工事がはじまるにあたり、安全対策に対する考えを伺います。

１つ目としまして、具体的な工事内容ならびに時期、その工事期間の安全対策は、どのようにしていくのか伺います。

２つ目としまして、完成した道路を中心とした施設との安全対策は、どのように考えているのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま、幸町線の安全対策について、２点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目の「具体的な工事内容と時期、工事期間中の安全対策」についてでありますが、幸町線の道路新設を含む駅周辺整備工事につきましては、６月２０日に入札し発注するものと、現在、調査中の実施設計の結果を基に９月に発注するものの２本立てで施工することとしております。

道路の工事につきましては、国の交付金予算の関係もあり、北２条線から北側の２番ホームまでの区間、約１００メートルの改良舗装を先行して施工し、南１２線までの残り約４０メートルについては、９月に着工し、１１月を目途に工事を完成させ、幸町線としての供用を開始する予定であります。

これにより、議員からご指摘のあった利用が活発な北側の芝生や遊具などは、夏休み明けまでは通常どおり利用できることになり、安全対策上も配慮できたものと考えております。

このほか道路に関連する工事で申しますと新しいバスの乗降場所となるバスレーンについては、道路と一体的に先行して整備した上で、完成と同時に利用を開始する予定でおります。

従いましてバス利用者への影響はありませんし、安全対策上も特に問題は生じないものと考えているところでございます。

また、駐車場の拡張工事についても道路とあわせて先行して施工しますが、既存部分を一部利用しながら整備していくこととし、極力、利用者にご不便をかけないよう配慮しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

当然のことではありますが、工事中につきましては、誘導員の配置やバリケードの設置など、安全対策に万全を期してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、２点目の「完成後の道路を中心とした施設の安全対策」についてでありますが、まず、道路東側については、広場沿いに高さ１．１メートルのフェンスを設置するほか、バスレーンへの利用者の進入を防止するための防護柵を設置することにしております。

なお、西側の広場沿いにつきましては、花壇による安全施設帯を設置し、広場から歩道への飛び出しを防止することとしております。

道路本体にかかる安全対策としましては、北２条線側に公安委員会において停止線と止まれ標識が設置されることになっておりますし、交差点付近には、横断歩道を設置することにしております。

このほか、道路・駐車場を中心とした照明の再配置と交差点照明の新設、警戒・案内標識の設置、バス専用レーンを明示するための薄層（はくそう）カラー舗装の施工、雪山解消のための交通島（じま）とバスベイのフラット化、これは視認性を確保するためのものでございますが、これらをはじめ、交通安全対策には万全を期してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　少しずつ聞かせていただきます。それでは、６月２０日に入札して工事がはじまるものと９月に発注するものということで、最終的には、１１月にすべてが完成するということで、よろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　今回入札、明日入札するものとあと９月着工するものとあわせまして、工期的には、年内ということで１２月２５日を予定してございます。ただ、道路の部分に関しましては、道路が出来次第、供用していくという考え方でおります。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　安全対策といいますか、工事期間中の安全対策という意味でお聞きしたのですが、安全対策というのは、要するにたくさんの方が向こう側からこちら側へ、こちら側から向こう側へということで通行するのですが、要するに現在ですと駅の西側のあいているところを通って、裏の道を歩道寄りに歩いてきていますが、工事がはじまりますと前半、後半の分かれはあるのですが、そこの道路自体、駅の西側のところ自体はずっと通れる訳ではないですよね。それで、そうなった時に東側かどこかに違う道路、要するにこちら側に出てくるまちのほうに出てくる道路が設置があるのかどうなのか。それはフェンスで囲っただけで、その中に道路ができるのか。そこら辺がちょっと分からない

のですが、いかがですか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　西側の芝生の中にけもの道のような状態である道路につきましては、先ほど言いましたように南１２線から４０ｍぐらいの区間までは工事を、当初お盆過ぎまで一切、手を付けませんので、従前どおり利用できる。そのほかに今、歩行者の専用通路がございますが、それについてもそのまま利用できますので、仮に先ほど言いました西側のところで工事にかかるような部分があれば若干迂回していただくようなことは可能だと考えておりますので、その辺については、誘導員も含めて対応していければと思っています。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　理解が私がちょっと足りないのですが、要するに１２号線側は、工事は後半になるので、いじらないので、そこは今までどおり通れる。前のほうについては、これは工事がはじまるが、要するに駅舎の西側の今通っている通路というのは、工事に関係なくずっと通れるという意味ですか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　そうです。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　ということは、今の通路の駐車場側に道路の工事がはじまるという意味ですね。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　従前も計画平面図をお渡ししているので、それを見ていただければお分かりいただけると思うのですが、いずれにしましても、今、バスの旋回している部分ございますが、その部分については、新しいバスレーンだとか、あるいは駐車場、それと幸町線の道路整備が一定程度終わった時点で切り替える予定をしてございます。全面的にこの幸町線を新たにつぶしてしまうのではなくて、部分的に工事しながら、最終的に一体的に幸町線の舗装工事を完了させるということでございますので、通行等には支障ないように進めるということで、ご理解をいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　分かりました。何せ利用の多いところなので、極力、安全な対策をとりながら、とりあえず工事期間については、やってほしいというのが、単なる希望でございますので、よろしくお願いしたいと思います。後ろのほうでは、要するに今までどおり遊んで利用しながら、前のほうが工事がはじまるとか、そういうようなかたちになると思いますので、誘導員、バリケード等がきちんとできるということなので、そこら辺はよろしく、安全のことを優先でお願いしたいと思います。
　続きまして、道路ができてからのことなのですが、東側については、広場沿いに高さ１．１ｍのフェンスを設置する。それから防護柵でバスレーンに入れないようにする。西側については、花壇による広場から歩道への飛び出しを防止するというかたちで、言葉上はよく分かりましたが、これは今きちんと決まっていらっしゃるならお答え願いたいと思いますが、人の出入りは基本的にそのフェンスをつけることによって、花壇をつけることによって、芝生から真ん中までの西側の芝生で遊んでいる人たちが真ん中のトイレに行こうと

思った時に、自由に通行できるんじゃなくて、そのフェンスが張ってあるところは必ず出られないとか、花壇のあるところは絶対通れないとか、そういうような、そこまでしっかりしたものにする予定なのでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　花壇なのですが、当然ながら、１２線側ですとか、あるいはバスレーンに入っていく近くには、当然、通路的なものを確保しなければいけませんので、その部分はあけておく。ですから、トイレに行く方については、いったん端まで行っていただいて、行くというようなことでございます。一応、基本的には、花壇を飛び越えていくようなことがないようにということで考えてございます。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　できてみなければ分からないのが現状なのかと思いますが、あそこを使っている裏側の広場とか、芝生につきましては、ボールを使って遊ぶ子どもたちとかもいますし、やはりしっかりした対策というのですか、本当に完全に通れなくてもいいのではないのかというぐらいの要するに横断歩道、後ろのほうに横断歩道というか、それを渡るための道路ができると思うのですが、その部分しか通行できないぐらいの気持ちでフェンスなり、景観を損なわない程度にフェンスなり花壇で、そこは通っちゃいけませんよ。間違っても飛び出してくることがないというような状態の設置が裏面については、必要じゃないかと思うのですが、そこまでの考えはおありでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　一番、今、議員がご心配しているのは、ボール遊びの関係だと思うのですが、想定してございますのは、基本的に今もそうなのですが、ボール遊びは基本的にはだめですよということにしてございます。今回の公園整備にあたりまして、いろいろなものを配置する。これは実施設計をやっている段階ですから、これから煮詰めていくことなので、具体的には、申し上げられないのですが、いろいろなもの、楽しんでいただけるものも配置していくような考え方でおりますので、基本的には、飛び出していくということは、ないのかなと思っております。ちなみにボール遊び等については、ホームの前のほうの広場も使えるのかと考えております。ホームというか、駅舎の前のほうのスペースが使えるのかと思っております。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　確認します。それでは現在ある西側の芝生については、今後ボール遊び等はさせない。禁止させるということで考えているということ。それで駅舎側の真ん中につくる芝生の広場の中では、ボール遊びをやってもいいですよというような方向でいくということですか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　基本的には、そういうことで考えております。ただ、ボール遊びと言っても、やはり他の利用者の方もいますから、ちょっと状況を見ながら何らかの指導なり、規制なりはしていかなければいけないと思っております。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　そういうことでしたら、今までのあの後ろの広場の活用としましては、本当にサッカー少年団だとか、野球少年団の子どもたちが正規の練習ではない自

分たちの自主練習的なことで遊ぶ感じで、そういうものの利用が非常に多かったと思うのですが、そこら辺の規制がかかるということは、いかがかなという気持ちもちょっと持っています。それについては、もう少し考えていただきたいという気持ちを持ちますが、そうですね考えてもらわないとちょっと使い勝手が悪くなるんじゃないのかなという気がしています。それで真ん中のところで多少のものはやるんだよということになりますが、それも同じなのですが、真ん中から道路側に対してはフェンスになるんですが、そのフェンスも本当に飛び出しのないような、きちんとしたものにしていただきたいということで、確認させていただきます。

それと最終的には、その道路ができた時点で、今、駅舎の裏の話ですが、駅舎の前の話になりますと今まではロータリーということで、駐車場から駅舎に行くのでも安全な道路しかなかったのですが、これが道路が横断してしまいますので、駐車場から駅舎に行くにも道路を渡らなければいけない。この道路がまた１６ｍ近くあるもので、非常に渡るのが大変な道路じゃないかと思うのですが、それに対しては、横断歩道をということで考えていらっしゃるということですが、これはどうなのでしょうか。これは道路と言いましても公園の中に道路をつくったかたちのものですし、走行については、時速２０ｋｍということで考えていらっしゃるみたいですが、この道路自体には、普通の一般道路と違う規制とか、町独自で何か方策をとるということは、道路交通法上は問題ないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　ただいまのご質問の中で、制限速度２０ｋｍというようなお話がございましたが、基本的に制限速度については、公安委員会のほうで決定する仕組みになってございますので、まだ２０ｋｍというふうには決まったものはございません。

参考までに申し上げますと公安委員会におきましては、道路の幅員ですとか、あるいは道路曲線、それと視距（しきょ）、見通せる距離ですか、そういったものを参考にしながら、実際に出来上がった道路の交通実態をもとにして公安委員会が速度制限を設定するということでございます。また、止まれの標識ですとかというのも公安委員会が必要だと認めた場合に、公安委員会が設置するものだと。そして、先ほど言いました北２条線側の横断歩道については、一応、公安委員会のほうで認められれば設置できるということで、今のところ設置できる。町がそこに横断歩道を設置する。公安委員会のほうでは、認めていただいているという状況でございます。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　時速２０ｋｍ、３０ｋｍにしたいという希望は前から出ていましたよね。そういう素案を出した時点から、役場のほうからそういう感じで設定したいんだという話は出ていたと思うのですが、それもまだ公安委員会が最終的にそれを見なければ分からないのかなということで、ちょっと考え方が違ったかなと思っているんですが、何せ今までと違うのは、あの交差点については、今でもロータリーの段階でもあの道路の出入りというのは、非常に危険な感じがあるのが現状としてたくさんあります。そんな中で、あそこが向こうからずっと幸町線として通り抜けできる格好になりますと交通量ももちろん増えますし、あの駅前の交差点の危険度というのは、今までに比べると何倍も増してくるんじゃないかというのは、それはもう皆さん周知の事実だと思っております。それに対しまして、その安全対策はどうなんだと言った時に、とりあえず今、横断歩道だけ認

められている。速度についてもまだ分かっていない。そういうような状態で今いるのでしたら、やはり公安委員会にこれからその道路ができた時点でということになるのでしょうが、その前の段階でもう少し進んだ提案といいますか、町として、その道路に対して提案をしていくことは、必要ではないかと思っています。もちろん私としては、駅前の出てくるところに信号なんかは絶対必要ではないかと思っていますが、信号については、今までの流れの中で、大変難しい問題だというのは分かりますが、少なくても駅と駅から街に出る交差点については、最低、信号はつけるぐらいの気持ちがなければ安全の確保というのは、難しいのではないか。今、南１２号線と相内線との交差点についてもずっと昔から、あれだけの一旦停止の信号をつけたにしても危ない状態があるというようなこともありますし、やはり、幸町線のところについては、きちんとした安全対策を今から、できる前から考えて、それを公安委員会に事前に何とかならないかというぐらいの安全対策をとらなければ、本当に危険な道路が１本増えるということになるのではないかと思っています。

また、こういうのは、どうなのかなと思います。時速２０ｋｍ、３０ｋｍ、きっとそういう設定をするんだと思うんですが、役場のあそこの入口のところも時速３０ｋｍでしたか、２０ｋｍでしたか、そういう規制がありますが、あそこを私自身もちょっと考えますと２０ｋｍ、３０ｋｍであそこを走る方というのはなかなかいません。保育所があるからそういうようなかたちになっているのだと思うのですが、なかなかあそこを２０ｋｍ、３０ｋｍで走っている方はいないというのが現状ではないかと思いますが、やはり２０ｋｍ、３０ｋｍという設定をしましてもなかなか走らないのがドライバーでございます。そんな中で、やはり具体的にどうなのですか。こういうのはないのかなと思うのですが、よく高速道路とか路肩に踏むとガタガタとなるようなラインがありますよね。あれを何て言うのか調べたのですが、分からないのです。分からないのですが、ああいうものとか、本当に交差点近くは、段を付けていくとか、普通絶対飛ばせないんだよと。それぐらいまでの措置があってもいいんじゃないかと思います。もちろん信号がないような状態でしたら、そこまでやらなければ、あそこは本当に危ない。車では通るんだけれどもゆっくりとろとろしか走れませんよぐらいのものをつくってもいいのではないかと思うのですが、そういうようなお考えはありませんか。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　まず、最初に、北２条線と幸町線との道道との交差点部分なのですが、そこに信号をつけてはどうかというようなお話でございました。公安委員会とは、いろいろな止まれの標識も含めて、いろいろ協議はさせていただいているところなのですが、基本的にバスの乗降所から非常に近いというような状況もございますので、ここに信号をつけることには、公安委員会は別としてもちょっといかがなものかなというような感じはいたします。

それと道路に段差をつけて減速させるような対策のお話でございますが、基本的には、ドライバーのマナーと言いますか、そちらのほうの問題になろうかと思います。あえて道路を凸凹（でこぼこ）にするだとか、そういった対策までは考えておりません。私も道路を建設する立場としては、考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　考えていないというのはよく分かったので、考えませんかとい

う話を今しているんですが、それぐらい考えなければ、もちろんマナーの問題だというのは、当然の話なのですが、マナーを守っていれば、どこでも事故は起きないのですが、それを守れないとか、突発的なものがあるから、それを事前に防ぐような方策というのが今、必要じゃないのか。特に、あの道路に関しては、必要ではないのかということ。そういう時にやはり思い切った処置をとってもらわなければ、やはり安全の確保というのは、難しいのではないかと思います。日本全国どこでも通学路でも最近事故が多いから、カラーの横断歩道をつくるとか、訓子府も相内線でやっていますが、絵を書いたカラーの字を貼り付けるとか、そういうようなこともありますが、そういうことも当然考えなければいけないのでしょうが、やはりあの道路に関しては、少なくてもスピードが出せないように、マナー以上に強制的に出ないような方策というのは、絶対必要ではないかと思うのですが、再度、お願いします。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　これから、入札していく段階のものでございますので、いろいろ安全対策については、これからも引き続き、検討はさせていただきたいと思います。その中で、そういう減速させる対策として、いろいろな道路標示もございますので、そういったものの、当然そういったものを置けば効果としては出てくるでしょうから、改めて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　独自性のある画期的なアイディアを出してもらって、ぜひ、できた時に多少運転者から文句が出ても問題ない。やはりあそこを通る人が安全に通れることが一番優先なんだというような感覚を持った中で、これからそういう設定というか、交渉をしていただいて、安心な道路にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

後は、信号のことは、本当に必要だと思っていますので、バスの乗降場が近いのでというような返答がありましたが、バスの乗降場は駅舎の裏側になりますし、あそこから出てくるバスに対して、あの交差点に信号があることは、別にどうなのでしょう規制があるのでしょうか、距離的な、それがないのだとすれば別に問題視するようなことではない。やはり、あそこで信号があって信号といわない理由というのは、そこだというのは、ちょっと違うと思うのですが、ぜひ、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

二問目の質問に入る前に通告書の訂正をお願いいたします。

質問書の３行目のところに「社会体育推進委員」という項目を書いてあるのですが、これは私が間違いまして、これは「スポーツ推進委員」要するに昔で言う体育指導委員のことなのですが「スポーツ推進委員」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、２問目をやらせていただきます。

総合型スポーツクラブについて、教育長にお尋ねいたします。

当町においても平成２３年５月から設立準備委員会を「町社会体育職員」「体育協会」「スポーツ少年団」「スポーツ推進委員」の役員の協力のもと立ち上げ、２３年、２４年の２年間、年間約１００万円の補助金を活用して各種活動を実施してきました。

準備委員会としては、２５年度のクラブ設立を目標にしてまいりましたが、諸般の事情により、今年度春の設立を見送り、今年度中に準備委員会の中で再度検討することで話し合いを続けているのが現状でございます。

そのことにつきまして、まず、１つ目としまして、設立委員会が２年間活動したのですが、そういうような現状を見た中で、総合型スポーツクラブに対し、どのような考えをお持ちかお伺いします。

２つ目に、設立にあたり、今後設立したいということにあたり、何が問題としてあるのか、そういう考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　「総合型地域スポーツクラブについて」２点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

１点目の「本町の設立準備委員会の２年間の活動を含め、総合型地域スポーツクラブに対し、どのような考えをもっているか」とのお尋ねでございますが、最初に総合型地域スポーツクラブの概要について、説明させていただきます。

近年、今日（こんにち）の少子高齢化や企業の経済状況の悪化などで、学校スポーツ、企業スポーツが衰退するなどスポーツ環境は疲弊（ひへい）をしております。その中で、総合型地域スポーツクラブは、学校・企業でスポーツを行うのではなく、地域住民が主体的にスポーツ環境を考え、地域住民のニーズに沿った運営を行い、複数の種目が用意され、多世代、多指向でスポーツ活動を行うことを理念とするものでございます。

具体的には、いくつかのスポーツ種目があり、そこに参加する地域住民に技能レベルや興味に応じてスポーツプログラムを提供し、地域住民の主体的な運営により、すべての世代の人々が学校や公共スポーツ施設などを活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動するものであります。

あくまでも、このスポーツクラブの主役は地域住民であり、行政やスポーツ団体等は地域住民の主体的なスポーツ活動を後押しするものでございます。

これを踏まえ、本町の総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の今までの経過や活動の取り組みについてでありますが、本町における少子高齢化の進展の中で、本町の体育協会、スポーツ少年団の競技種目数や中学校の部活動数が減っている現状から、このままでは、子どもから高齢者までスポーツ環境が悪化することを懸念する意見があり、すべての地域住民に多種目のスポーツ活動ができることや高齢者などの健康増進を目指したスポーツ活動を提供するために「総合型地域スポーツクラブ」設立を検討する組織として、平成２３年に体育協会、スポーツ少年団本部、スポーツ推進委員の代表とスポーツ担当職員で設立準備委員会が立ち上げられました。

設立準備委員会の活動は、平成２３年・平成２４年の２年間でスポーツクラブ設立に伴う検討会議を１３回開催し、日本スポーツ振興センターから助成を受けて、スポーツ教室など２１の事業を実施したところでございます。

スポーツ事業については、委員自らが企画して、多種目、多世代で活動できるスポーツ事業を積極的に実施し、多くの参加者があり、成果があったと考えております。

続きまして、２点目の「設立にあたり何が問題としてあると考えているのか」のお尋ねでありますが、総合型地域スポーツクラブ設立までのスケジュールは、一般的に２年間の

設立準備委員会の活動経過から将来的なクラブ運営を検証し、長期的なビジョンに立って協議を重ね、設立の是非を判断をいたします。

スポーツクラブは、競技別及び健康の維持増進の実技指導を行う指導者とクラブを円滑に運営する人材であります「公認クラブマネージャー」の事務スタッフが必要となります。さらに、事業を安定的に運営していくためには、指導者、事務スタッフの人材確保と育成、そのことに伴います指導報酬や賃金など活動資金が必要となります。

設立準備委員会では、２年間の活動の検証や将来的なクラブ運営を見据えた結果、住民主体の組織運営をどうするのか、受益者負担である活動資金をどのように集め、どのようにして、運営するかについて、早々に解決するには困難であることから、平成２５年４月の発足を見合わせたところでございます。

くどいようでございますが、総合型地域スポーツクラブを運営するのは、地域住民の皆さんです。地域住民の中で生まれた人材によって活動する「住民による住民のためのクラブ」と考えております。

また、財政的なことでは、日本スポーツ振興センターから総合型地域スポーツクラブ運営に対し、設立後、５年間はクラブの運営事業費と事務スタッフであります公認クラブマネージャー賃金の助成がありますが、当初から助成金などに依存した運営を進めると助成期間終了後は、規模縮小に伴う活動の低下、会員数の減少を招くことになります。

安定的なスポーツクラブ運営をするためには、地域住民に運営の趣旨を明確に伝えることが必要ですし、住民コンセンサスを受け、十分に理解した中で進める必要があります。

現在における設立準備委員会の協議経過では、いまだに解決できない住民主体の組織運営や財政運営に大きな課題があることから、本町におけます全町的な総合型地域スポーツクラブの設立は難しい状況と考えております。

今後、設立準備委員会で協議を重ね、年内中に最終的な結論を出すと聞いておりますので、その協議内容を注視してまいりたいと思っております。

以上、お尋ねがあった２点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　ありがとうございます。問１のことに関しましては、それなりの評価をしていただいているということで、実際に２年間の中で、ここに書いてある以上の数、ここには会議を１３回というようなことで返答をいただきましたが、その他に事業的には、２１事業ということで書いてありますが、本当に中身的には、非常に充実した内容のものが多く、これによって、それを受けたその競技の選手、町民にとっては、非常にありがたい経験をした良い事業だったと思っております。実際に去年やりました朝のラジオ体操につきましては、今年度も、やった方々がぜひ今年もやりたいということで、自主的な中で今年も７月からやるようなかたちになっているということで、理想的なかたちになっているんじゃないかと思っております。

それで、これについては「住民による住民のためのクラブ」という、その欄が一番のネックになるんじゃないかと思います。ただ、まず漠然とした中で返答願いたいと思うのですが、実際に２年間の設立準備委員会の活動の中では、町の事業とのタイアップというような、タイアップにはならないのですが、年間１００万円、２年間で約２００万円のお金

をもらった中で、その部分の活動というのがあったんですが、これは答えの中にもありましたように、設立後５年間はクラブの運営費、または、事務スタッフ、クラブマネージャーの賃金等が自治体に補助される訳なんですよね。これ５年間ということになりますとかなりの金額な訳なのですが、私の考えが不純なのかどうかは分かりませんが、５年間そういうようなかたちの中で、とりあえず、単純な話、５年間そういう補助金をもらった中で活動を広げられるということについては、単純にどうお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　私のほうから最初にご答弁申し上げましたように、設立後５年間は支援事業として、クラブマネージャーの賃金と運営事業費を日本スポーツ振興センターから受けられるということの内容になっておりますが、やはり、その支援の助成を受けた後の運営は、どうしていくかということが一番大事なところで、やはり長期的なビジョンになりながら、そのことをしっかり今の時点で話し合いというか、そのことを見据えながらやらないと補助金ありきの運営体制というのは、やはり疑問を生じるところでございますので、その辺のところが運営体制として、基盤なり、組織体制が決まった時点で、そのことを進めるのがベストだと私は思っております。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　もちろんきちんとしたかたちができた中でやっていかなければだめじゃないかと、そういうことはよく分かるところですが、ただ、総合型に関しましては、ずるい言い方をすれば、設立しましょう、５年間やってみよう。補助金の終わる５年後にそれが維持できなければ、そういう総合型というかたちは最終的に解散してもいいですよ。それに対するしばりというのは一切ないというふうに聞いていますが、そこら辺は理解していますか。

○議長（橋本憲治君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　準備委員会であります余湖議員は、その内容については、よくご存じだと思いますが、一般的というか、私自身もいろいろなとこを調べましたら、やはり、財政基盤をしっかりしない、それと組織運営をしっかりしない中で、設立して５年間でやった後は、本来的な総合型スポーツクラブのあり方自体が、補助金ありきでやること自体がいいのか。それはやはり違うんじゃないかと私は思っております。

　それで例で申し上げますとやはり財政基盤がしっかりしているところは、それなりの人材がいますし、例えば、事業収入として、特に、総合型スポーツクラブでは、会費収入と事業収入、事業をやった時の収入、それと寄付金なり、それと一番大きいのが受託事業収入といって、公共スポーツ施設の管理運営だとか、あとはスポーツイベント教室の受託だとかを受けながらやっているというところでございますので、それなりの人材スタッフが受けれるということの状況になれば、そこは町としても将来的な運営委託というところも考える、検討する余地はあるのかと思いますが、今の状況をお聞きしますとそこまでの状況にはなっていないということでございますので、今の状況の中でいけば、５年間だけ受けれる。その後、町なりに、財政なり、人的な支援をもし求められても今の段階では、町としても非常に厳しい状況だと言わざるを得ない状況でございます。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　今、５年後のかたちがきちんとしていなければ、計画というか、

そういうものがきちんとしていなければ、町としてはやはり今の段階では、というお話なのですが、これは２年間、設立準備委員会として、そういう規定に沿った中での活動をして、もちろんいろいろなやった事業に対しては、先ほど出ましたように、会費を払っていただいて事業に参加していただく。これからは、そういう時代じゃないかと思います確かに。ですから、訓子府はまだ恵まれていますが、北見あたりに行きますと子どもでも体育館を使うにはお金を取られるんだとか、大人の人はもちろんそうです。そういう時代になってきますので、そういうようなことを進めるためにもこういう総合型の組織を立ち上げた中で、そういう順番的にそういうものに慣れていった中で、最終的なスポーツにもお金がかかるんだ。そういうような意識を芽生えさせてもらうというのも１つの段階としては、いいんじゃないかと思っているのですが、それは別ですが。それでは、これは言ったように５年後の中でいかに運営していくのかということをきちんと計画ができていなければだめだということが固いのか。とりあえず５年間はしっかりとしたかたちの中で運営してみようじゃないか。なぜそう言うかと言うと２年間一生懸命頑張ってやってきた訳です。それでは、そのノウハウですとか、やり方とか、そういうものがしっかり分かった中で、まずやって立ち上げて、組織的にはあるんですから、そういう活動も２年間やってきた中で何とかやっていけるんじゃないか。５年後の後のことまでは、今はあれですが、その中でつくり上げてきた中で、５年後はどうなるんだということは、５年間あるのですから、とりあえず２年ぐらいは今の活動の中で人間を育てる。これは組織的にも人、事務局とか、アシスタントマネージャーだとか、そういうものを育てていかなければ、まず、組織が成り立っていかないものですから、そういうものに対して２年間ぐらい頑張ってみて、その後、実際に本当にいけるのだろうか。そういう実際に活動した中で検討していった中で、いけるんだろうか、いけないんだろうかと３年目の機会に５年後のことをしっかりとしたスケジュールをつくろうじゃないかとか、そういうような考え方でいくことに対しては、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　まず、私自身の理解としましては、それは、設立準備委員会なり、クラブ運営する側がどう考えているかだと思いますので、そこは準備委員会なり、設立する委員というか、そこのクラブそのものが、そうするというのであれば、町としても反対するものではないと思いますが、ただ、そこにいく過程も含めて、やはり全国的にクラブ組織を立ち上げて失敗している例は、ほとんどがやはり、そういう長期的ビジョンに立たない中で、やるだけ先にやってみようという中で、結果的には失敗した例が多い。先ほど言ったように基盤がしっかりしているところは、そのままクラブとして、組織運営されたりしているもの。それと例えば限定的なもの。地域限定型のスポーツクラブだったり、スポーツ少年団の１つだったり、何とかクラブという競技的な狭い意味でのクラブ運営というところで成功している。そのどちらかがやはり今の全国的な成功例でございますので、私自身は、先ほど言いましたように、そのことを考えるのが、やはり準備委員会なり、クラブ運営側だと思いますが、町としましては、そのような基盤をしっかりした中で、設立に向けての検討をしていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　もちろん教育長はお分かりだと思いますが、この総合型をつく

る、立ち上げるにあたりましては、国の仕事ですので、非常にそういう申請書類ですとか、一つひとつの事業をやるにあたっても予定を立てるのも決算に対してでも非常に２年間の中で、担当者が苦労しながら頑張ってきた過程がございました。私としては、それが一番ネックかなと思っています。今、設立準備委員会が、仮にそれをある程度の方向性をつくった中で、それを立ち上げようとした時に、その部分の事務的な流れを誰が引き受けてくれるのか。それがきちんとしたかたちがないと実際には立ち上げられないのも確かなのです。ですから、設立準備委員会としては、その部分が一番のネックであって、それ以外については、非常に良い、設立した段階では、きっと良いことだろうと。総合型をやることによって、町の社会体育に関しましても、スポーツ少年団、体育協会にとってもきっとメリットはたくさんあることではないか。そういうような判断でいますので、そういうスケジュールを立てれとか、方向性を立てれとかいうことは、きっとできると思うのですが、それが仮に今言いましたように、一部の少年団のものになるのか、１つの体育団体のものになるのか、地域のものなのか別としましても、そういうようなかたちの中で、これは訓子府町にとって、訓子府町というか、町の社会体育、スポーツ振興に対して非常にメリットのあることだと思っていますので、そういう面である程度の方向性を出した中では、町として協力してくれというのは、要するに担当職員がそういう事務的なことを、やはり将来、単独団体になるにしても、そういう事務的なものの大事さが一番大きいので、そこら辺の協力を少なくても２年、３年間は、職員の立場というものを利用した中で、協力してもらえるのか。そういうようなことが一番心配なのですが、そこら辺はどうお思いですか。
○議長（橋本憲治君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　くどいようでございますが、クラブそのものは住民のための主体的にやるクラブでございますので、それを設立するために今の町のスポーツ担当者が２年間をかけて設立準備委員会とその協議を重ねてきて、先ほど来、くどいようでございますが、そのことが長期的な財政運営なり、人材確保が今できない。そのことが解決できないうちに余湖議員が言われるようにやれるところまでやる考え方もあるかもしれませんが、そこはやはり私は否定的な意見だと思います。設立後は、住民主体のクラブでありますので、そこは町が関与するというか、幾ばくかの支援はありますが、今の設立準備委員会のようなかたちの支援までは、はっきり言ってできない状況であるということで、ご理解いただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　今のような設立準備委員会でやっているような支援はできないというお言葉ですが、本当に今までもいろいろなことをやってきましたが、一番のがんは、行政とか、国とか、もう書類が大変だと。体は動くが頭は動かない。それに対応することが本当に大変なのです。最近、何十年前に比べますと町の対応も、町にとっても、そういう面では、なかり良くはなってきているのですが、やはりこの総合型に関しましては、そういう多額のお金、補助をもらうということもありまして、本当に大変な場面があります。ですから、そういう面につきましては、やはり今、５年間、総合型をつくって行動して、その後、もちろん補助金がなくてもできるような良い組織をつくろう。そして、町民に対して良いスポーツ環境をつくっていくんだというような、まったくの目標だと思うのですが、やはりそのために今、そういう青写真が必要なのは、それはきっと設立準備委員会で

もしっかりしたものをつくっていくのだと思いますが、そういうものがきちんとできた中なら、やはり最低でも期限付きで結構ですが、２年、３年間は、今と同じような支援体制の中で、それを応援していただけないか。そうなれば、きっと将来５年後にも良いものがつくれるような、そういうプランを提示した中では、そこまでいけば、そういうような応援というのは、考えていただけるような状態にありますか。
○議長（橋本憲治君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　私自身、スポーツクラブにつきましては、この２年間の検証した結果、事業成果を見ましたら、非常に本来の地域に根差したスポーツのあるべき姿だと思い評価もしているところでございます。議員言われるように、確かに設立してから、申請事務だけが運営していくものではございません。そこで実際には、これから設立してクラブを運営していくためには、会計なり、企画なり、そのようなことも非常に多くなると思います。やはり、そのような人材がいる中で、組織体制とか財政基盤も見据えた中での体制が整わない中で、そのことをやるということは、いずれは、そのこと自体が、その間に人が育つかもしれませんが、それはやはり、そのことを見据えた中で設立するということが一番良い方法だと思いますので、町としては、今、議員言われるように期限付きの支援も含めて、今の状況では、非常に厳しいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　理解のちょっと線がちょっと違うのかと思うのですが、人材の話ですが、確かにそういう事務局、先ほど言いましたようにスポーツクラブの中には、いろいろそれぞれの役割を持った人材が必要な訳なのですが、私が考えている中で一番問題なのは、先ほど言いましたように、そういう事務局サイドの仕事です。そういう書類の申請ですとか、会計の処理ですとか、そういう部分についてが一番大変なのです。実際に今の訓子府の２年間やった設立準備委員会の中でも指導者たる者の確保ですとか、それから、もちろんそれを受けてくれる町民の数ですとか、それから、講師を頼むラインですとか、必要なアシスタントマネージャーの確保とか、そういうものはできていますし、実際にそれは、現在の段階では十分なものがあると思います。ですからやはり、今、何が問題なのかと言った時には、その部分の事務的なものの事務局的なものの応援というのが非常に必要になってくる。それがあれば、その確約があればきっと設立準備委員会も逆に言いますともっともっと進んだ中で、不安を持つんじゃなくて、その面どうなんだろうと考えながら進めるんじゃなくて、いやそれはやっぱり２年間、３年間の中で、じゃあその部分を我々は今、他のスタッフはあるんだから、その部分を育てることに頑張ってやって、５年後には、きっと自立したものにしていこうじゃないかという目標ができる。やはりスタートの段階で一番のがんが、その事務局体制というのですか、一番、町に応援していただきたい部分なものですから、その部分が解決しないことには、なかなか前へ進めないというのが現状なのです。そこら辺、理解はいかがでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　支援事業を受けながら、例えば助成金に依存したやり方と、例えば事務局体制も整わない体制の中で、クラブを設立するというところは、やはり本来的なクラブの目的ではないと思いますので、その辺は、期限付きとかと今の現時点で言われ

てもそのところは、例えば、体制が整った段階で設立するべきであって、それを町に依存することは、今の現段階では、非常に厳しいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　物事というのですか、いろいろなことをやる時に本当に大変なことがあって、それを助けてもらえる。この部分を助けてもらえれば、これがやっていけるのに。それをやったことによって、その部分については、非常に後に効果のあるものになる。そういうようなものはたくさんあると思うのですが、そういう時にやはり、しかもそれというのは、やはり時期がある。今しなければいつなんだ。今だろという、そんな話じゃないんですが、やはり２年間のこういう設立準備委員会で活動してきた今だから、じゃあ次に対して目標を持って理解した中で次に進めていけるので、これがまた委員会の中で１年間おいて、それを事務職をつくるまでに２年間かかって、どうなんだというかたちになるとやはり人間というのは冷める部分もありますし、大事な目標はあるのですが、やはり今やらなければというようなことがあるんじゃないかと思います。もちろん住民のものですから、住民の方がきちんとできるようになってからやるのが理想なのは分かりますが、やはりそれを育てていくのも、これは個人が何か自分にとって良いことをやろうと言う訳ではなくて、将来的には、本当に町のスポーツ、社会体育、スポーツ全般にとって非常に良いことであって、これがなされた日には、やはり本当に健康な老人が増えて、老人の問題でいけば、強い医療費の関係にしても、このメリットとしては、そういうところもたくさんあるんですが、やはりそういうものに関しては、今育てなければ、木が熟さないで終わってしまうんじゃないかという場面が非常に感じるものですから、やはり、教育長の言う住民のものだから住民がきちんとしたかたちになってからという、そのことは非常に理解できる場面もあるんですが、やはり時間的なもの、気運的なものもありますので、やはり今、最低でもそういう計画書なり、方向性が出たら、やはり職員を２年間、もちろんそればかりでないですから、ちゃんと社会体育の仕事、きちんとした仕事をしながら協力体制のもとでやっていける。やってきたのが現状ですので、そういう面でやはりもう一度、そういう面でそこまできちんとできれば、その部分については、事務局長的なものについては、協力していただけないでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　論点がやはり、論点というか、私の考える部分と多少ずれがあるかと思いますが、やはり基本的には、住民が主体的にやるというところは基本としていただきたい。それで、そのために町の担当者も２年間、その調整というか、体制ができることを目指して２年間手助けしながら設立を目指したというのが経過でございますので、やはりこれから独り立ち、本格的なスポーツクラブを運営する中では、やはり住民が主体的になってやるべきと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　残り１分です。
　余湖龍三君。
○１０番（余湖龍三君）　設立準備委員会の２年前にそういう話があれば、非常にそういう話も今、教育長が言う話も理解できる場面もあるのですが、今、我々はこうやって２年間活動してきて、次に向かって進む段階で、そういうようなことを言っていますので、こ

れは多少違いはありますが、そこを理解してもらって応援してもらうというのが理想です。
それと時間もないので、ちょっと早く言いますが、５年間これをやりますと少なくともお金の話をする訳ではないですが、１千万円近いお金がきっと使えるのではないかと思います。それは人件費も入りますが、それぐらいのものが、今、緊迫、緊縮財政をしている町の財政の中で、社会体育の中に、社会スポーツの中にそういうものを利用した中で活動していけることの利点というのは、非常に大きいのではないか。まずは、私はそれを感じていますので、そこら辺の理解は、これからもう一度、時間がないので、持ってもらいたいと思いますので、また今後、話し合いを続けていかせていただきたいと思います。
最後に１０秒で結構です。町長、このことについては、どういうお考えをお持ちか一言でよろしいのでお願いします。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　大阪の橋本市長とは違いますので、私自身のコメントは今回避けさせていただきます。
ぜひ、住民が意欲的な住民によるその組織の立ち上げと、主体性を持った取り組みを期待したい。この点でとどめさせていただきますので、よろしくお願いします。
○１０番(余湖龍三君)　ありがとうございます。以上で、私の質問を終わらせていただきます。
○議長（橋本憲治君）　１０番、余湖龍三君の質問が終わりました。
ここで、午前１０時４５分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午前１０時３３分
再開　午前１０時４５分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。
次は、８番、河端芳惠君の発言を許します。
８番、河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　８番、河端です。通告書に従いまして大きく３点、町長に伺います。
はじめに、レクリエーション公園の芝桜の現状と今後に向けた考えについてです。
この件につきましては、過去にも何回も伺っていますので、またかと思われるかもしれませんが、あえて伺います。
先日、芝桜まつりが行われ、町内外から多くの人たちが集い、賑わいをみせていましたが、残念ながら芝桜は雑草に主役の座を奪われていました。
後日、公園に行きましたら、観光パンフレットを見て訪れて来たと思われる町外のグループの方が来ており、期待に沿えない状態で申し訳ないと思いました。
今では、この公園は、桜の新名所となっており、町民はもとより、町外からも多くの人が訪れています。
芝桜については、過去にも質問しておりますが、残念ながら回復の兆しが見受けられず、それどころか年々悪化しています。
レクリエーション公園の芝桜の現状及び公園全体像をどのように考えているのか伺いま

す。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま、レクリエーション公園の芝桜の現状と今後に向けた考え方について、お尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。
はじめに現状についてでありますが、本年は５月の天候不順により例年に比べ開花が遅い上に苗そのものが衰退していることもあり、多くの利用者から落胆の声が上がっており、開園以来、最悪の状況にあると認識しております。
芝桜につきましては、これまで、町民の皆様にご協力をいただき、増やした苗の移植を中心に取り組んでおりましたが、残念ながら思うような成果は得られませんでした。
次に、公園の全体像についてでありますが、これまで公私を問わず、多くの皆さんから全面的な植え替えや他の花木への変更についてのご意見をいただいておりますが、昨年から今年度にかけ２つの新たな取り組みを行っておりますので、その内容をお聞きいただき、引き続き芝桜の丘の再生に向けた取り組みにご理解をいただきたいと思います。
まず、１つ目の取り組みでありますが、雑草対策として、昨年度から芝桜の丘を７ブロックに分け、土壌酸性度の調整を行っております。
これは土壌診断の結果を基に土壌を中性に近づけるよう石灰の量を調整し散布する、いわゆる土壌改良でありますが、この結果、酸性土を好むスギナについては、除草剤の効果が顕著に表れるようになりましたし、スッカンコについては、壊滅に近いブロックも見られますので、今後は、それぞれのブロックの結果を基に芝桜の丘全域の雑草対策に継続的に取り組みたいと考えております。
２つ目は、本年度からの新たな取り組みでありますが、芝桜対策として、補植用苗を購入し補植を行っております。これは、先進町の担当者との情報交換の中で、一般的に芝桜は寿命が２０年といわれており、植生後１７年を経過した芝桜については、苗そのものに勢いがないことが判明しましたので、補植用の若い苗４，３００株を岩見沢から取り寄せ補植することにしたものであります。
この結果についても手応えを感じているところであり、次年度以降も継続して取り組んでまいりたいと考えておりますが、補植した苗の状況によっては、苗ポットづくりを数年後に再開したいと思っております。
いずれにしましても、全面を整備するには、相当の年数が必要となりますので、この２つの取り組み結果を見極めた上で、補植業務の委託を含め、検討してまいりたいと考えております。
回復の兆候が見えないという、大変厳しいご質問ではありますが、一年でも早く、町民の皆様に楽しんでいただける芝桜の丘に再生するため、研究を重ねながら取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　今のお答えでしたら、芝桜の丘の再生を目指すということですね。７つのブロックに分けてということですが、そのブロック全部、芝桜を再生するということですか。あるブロックについては、他の例えば土壌にあったツツジなどを植えるとか、その辺はいかがでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　ただいま、７ブロックに分けてということでございましたが、基本的に７ブロックに分けた理由というのは、場所、場所によって、酸性度合が違うのです。それぞれ石灰の量を調整しながらブロックごとに一定水準のペーハーになるようにやっているということであります。場所によっては、非常に効果が高いところもございますので、ペーハーがどれぐらいだったら一番良い効果が出るのかということを継続的に石灰の散布量を調整しがら、今、お話にありましたように最終的には、例えば、１ブロックを他のものに替えるとかというのではなくて、再生を目指したい。芝桜全体をそのまま維持していきたいということでございます。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　以前、お伺いした時、あそこを再生するには、２億円近いお金がかかるというお話でしたが、それについては、あそこを再生するとしたら、費用的にはどのぐらいか、あと年数的には、どのぐらいの年数を考えていますか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　従前、２億円という具体的な数字を申し上げた経過もあろうかと思いますが、基本的に２億円というのは、全部を剥(は)いでしまって、新たに造成した時ということでなかろうかと思っております。
　これから、どれぐらいの期間、再生にかかるかということについては、最低でも長い目で見てほしい。あまり年数は言いたくないのですが、担当者としては、１０年ぐらいのスパンは見てほしいという思いではおります。
　ただ、経費的なことにつきましては、これから１年間に苗を補植できる面積というのが限られているものですから、株数的にも限られているものですから、先ほど町長が回答しましたように、将来的には、まず、今、補植用の若い苗を増やして、そこから苗ポットで量を増やしていく。一定程度の苗が確保できた時点で、業者委託も含めて検討していきたい。現時点で、具体的にいくらかかるというところまでは想定していませんけれども、少なくても全面張り替えというような、２億円というようなものに比べると格段に安くなるのではなかろうかと思っております。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　私もこの質問書を書いてからも何回かあそこを見てきました。以前、私たちもポット苗づくりも平成２０年から５年間ですか、協力しましたし、草取りもしました。ただ、素人目ですから分かりませんが、この部分、私たちが草取りで汗を流した場所だねというふうに分からないぐらい、どこもかしこも同じように雑草があるように思いました。それでやはりボランティアでポット苗をということをはじめた時も自分たちの力で少しでも再生できたらということだったのですが、それも含めて、今、あの状況を見ると自分たちがやったことが、無駄というか、実りのないものだったのかと今、感じているところですが、そういう点から申しまして、今後、町民に理解を求めてとか、その辺はどういうふうにお考えですか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　これまで多くの町民の皆さんに苗ポットづくりのボランティアで参加いただいたことにつきましては、心からお礼を申し上げたいと思っております。今後のボランティアを募っての取り組みについてのお尋ねなのですが、町長が回答しまし

たとおり若い勢いのある苗が、ある程度増えた時点で、また苗ポットをやって、何でもかんでも買うとなりますとすごい経費が増しますので、それを少しでもお金をかけないようにするためには、やはり従前やってきた苗ポットづくりというのもまた必要になろうかと思います。その苗の出来具合を見ながら一定の時期が来た時点で、また町民の方に呼びかけもしてみたいと思っておりますが、現時点でいついつやるとかということは、今申し上げられませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　以前も雑草がひどくて一部ほかのツツジやレンギョウなどに植え替えした部分もありますが、今そういうことについては、ピンポイント的に、この部分は絶対、芝桜の正面だから、この部分は絶対残したい。後はほかのものに植え替える部分をつくるとか、１．５ｈａありますよね。それを７つのブロックに分けてそれぞれ調査しているということですが、これは全体を昔からあります観光パンフレットにあるような、そういうふうな、このようなかたちに再生しようと考えていらっしゃるのか、そこをもう一度確認いたします。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　開園当初につきましては、芝桜の面積的には、１．５ｈａございました。今日（こんにち）にいたるまでの間でレンギョウに０．２ｈａほど変更させていただいたということで、現在、芝桜については、１．３ｈａでございます。実際に石灰を散布しながらペーハー管理はしている最中ですが、本当に除草剤の効きが今までとまったく違うような効き方をしているという現状もございますし、本当に町長から回答しましたとおりスッカンコなんかでも酸性度を調整したことによって、弱酸性にしたことによって、もうなくなっているところも正直言ってございます。そういったこともありますので、基本的には、そのパンフレットにある芝桜に再生したいという思いで、担当者も研究を重ねながら対応しておりますので、もうしばらく時間をいただければ、年数をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　雑草というのは、一筋縄ではいきません。スッカンコは意外と簡単かもしれません。スギナ、あれは本当に２、３ｃｍの根っこでもどんどんはびこりますし、酸性度を下げれば少し少なくなるのかもしれません。あそこ全体を本当に再生しようとしているのか、もう一度、それとそれには大まかな費用として、どのぐらい見込まれているのか。その目途もお願いします。

　やはり、いろいろな方からは、あそこ今、レンゲツツジが満開でとてもきれいに咲いています。ですから、ああいうものも一部増やしていけば、桜、芝桜、レンゲツツジと四季折々いろいろな花も楽しめるのではないか。そういうお話もありますし、実際にツツジの苗ももし呼びかけがあればという話も聞いています。そういうことも含めまして、全体を芝桜にするのか。それとも一部ツツジやレンギョウなどに植え替えて面積を減らすのか。そこをもう一度確認したいと思います。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　私も変わってまだ８カ月ぐらいなのですが、これまでの間でもいろいろなご意見、正直言っていただいておりますので、ちょっと心揺らいだ時期もあ

ったのですが、担当者が一生懸命、今、これで再生するぞと言って頑張っている最中なものですから、先ほど言いましたが、選択肢としては、提案のあったこともあろうかと思いますが、あと数年、様子を見ていただければと思いますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　ちょっとしつこいと自分でも思いますが、やはりいろいろな方、例えば、庭をされるとか、そういう造園などに関心や造詣（ぞうけい）の深い方からは、無理だろうという声を伺っています。そして、あそこにあうようなツツジなどの低木類にすると下草を刈払機で刈るとか、後の作業も結構楽になりますし、そういうことも含めて、今、町民の方に全面、昔の姿に戻したいという思いは分かりますが、それには費用的にこのぐらいかかるし、１０年を目途ということですが、その辺も町民の方にきちんとお示しする時期じゃないかと思いますので、再度、概算、大まかな数字でよろしいので、目途をお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　先ほども申し上げましたように費用的な部分については、まだ一切試算も何もしていません。ただ、今年、実際に補植したところの苗を見ていますと今年、芝桜まつりの時には、開花が遅いということで、非常にさみしいような感じでしたが、その後の状況を見ていますと非常に良い花が咲いておりました。そうした苗を少しずつ増やしていくということとあわせて、来年も継続して若い苗を植えていきたいということも考えておりますので、ご理解をいただければと思います。他の花木に変更することは非常に簡単なことなので、経過を見ながら、いざという時には、そういう切り替えも必要かと思いますが、当面は全面再生ということで、努力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　いずれにしてもあそこは、シンボリックな場所でありますし、町民も関心を持っています。それには、再生してほしいという思いとお金の費用のこともかなり皆さん、それだけお金をかけて再生する価値があるのかとその辺についても疑問を持たれている方も多いということも念頭に置いて、一部面積を少なくするなり、そういうことも担当の方だけでいろいろなことを進めるのは、すごい難しいと思うのですが、造園のプロとか、いろいろな方の声を聞くとか、そういう諮問機関的な、あそこをどういうふうにするかみたいな声を聞く場みたいなのは、考えてはいませんか。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　これまでも先ほど先進地である町の担当者との情報交換の中で、芝桜の寿命が２０年だというようなお話もありましたが、それ以前にも担当者と例えば造園業者さんといろいろな情報交換なんかをさせていただいておりますので、引き続き、いろいろご相談もしながら進めていくということにはなりますが、現時点では、ちょっと芝桜にこだわっているということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。
○８番（河端芳惠君）　分かりました。１０年の長いスパンで私も協力できることはして

いきたいと思います。
　やはり今まで、こういう話が何回もあったのは、町民の方から「どうなんだろう」という声が本当に多く寄せられていました。たまたま私が最初に質問した関係もあるせいかもしれませんが、いろいろな声が寄せられていました。それで今回は、最終的にどういう方向を考えているのかということで確認というか、そういうつもりで質問させていただきました。
　町長、今のやり取りの中で、町長はどのようにお考えか、町長の考えをお聞かせください。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　私はあそこの管理人も兼ねておりますので、桜の時の来園される方の数の多いこと。同時に同じように芝桜まつり、桜のほうが多いです。あの間の４月下旬、５月上旬の出入りは我が家にいても車の音がうるさいぐらい出ていくことですし、私もちょこちょこすぐ隣ですから行きますので、口の悪い人には、町長何やっているんだと。それからパンフレットに偽りありということも含めて批判されます。それから、商店街協同組合が実施している芝桜まつりも私が街並み推進室にいた時代に、議長をはじめ、商店街の経営者の皆さん方で何とか地域の皆さんに理解をいただこうということで、あのお祭りをスタートさせていただいたということもございますから、その批判と同時にピンクが薄れている状態のあれは、議員と同じように心を痛めておりますし、そして、大勢の方のボランティアを毎年５０人、６０人の方が苗ポットの移植やいろいろなことをやっているのを私も休まず参加させていただいておりますので、その思いを考えると議員の質問の意味するところは、理解している１人でございます。
　佐藤課長からも苦しい答弁をさせていただきましたが、スギナとの戦いであります。ちょっと図が小さくて見えないのですが、これが展望台になります。それを７つに分けて、ペーハーを図っています。大体中性でいきますと７．０、一番低いところで５．８２、酸性度合でしょうか、そして高いところで７．１９ということですから、極めて酸性度の強いというか、状況になっている。すなわち窒素分が足りなかったり、いろいろなことがあって、しかも斜面の向きからいっても、かなり厳しい状況の中でこの公園というのは、形成されてきたということが事実です。私が生活環境課長の時だったかどうかちょっとあれですが、深見町長に言われて、ここを３分の１取っちゃえと。新しいのをもうやめれということを言われました。その時にここにエゾムラサキツツジが植えてある。これは協成川の付近に防波堤というか、安全を兼ねてムラサキツツジを植えた経緯があるのです。そこが日陰で枯れかかってきているものですから、ここにエゾムラサキツツジの群落を形成していったのです。協成川のあれを全部抜いて、ここにやっていた。それから小田課長の時代にレンギョウがいいんじゃないかということで、あそこを植えた。この３分の１の部分をほかのものを植えてみようかということで、実験的にやってみた。レンギョウは確かに黄色い花が安定的に咲いている。だけどもエゾムラサキツツジはやっぱりあの土地は肥料不足もあって、なかなか難しい問題があるので、この７つのブロックを今、全体で当初でいきますと約６６万株植えている訳です。ボランティアでいろいろやっていただいた苗ポットの約７千株植えたり、それから、平成２５年度の新しい苗としては、１回の作業としては、限界だというふうに言われているんですが、４，３００株を入れてみた。なんかこ

うどこかの若い人の頭のようにパッチのごとく植えてあったと思うのですが、あれが今年やったところです。あれが広がっていくとこんもりとしたものが出来上がっていくのではないかという職員の努力、それから、建設課の工大出身の職員がペーハー検査をしながら実験的にやってみて、かなりの成果が出てきている。そういう点では、この間、芝桜サミットを滝上でやっているのですが、長屋町長にお聞きしますと本州だけれどもスギナを食べる虫が発見された。それを今、東京農大で培養してもらって、寒冷地で大丈夫かどうかということも実験的にやりたいんだと。その虫をくださいという話もしながら、これもちょっと時間がかかるのですが出ている。それから、スギナがある意味での薬草として、結構、血糖値を下げるとか、いろいろな話もあるようでして、いろいろな意見を聞きながら、私自身は一発剥(は)がすかという話も職員にしたのですが、時間がほしいと。懸命に今やっている。その成果が表れつつあるということを何人かの建設課の職員、課長たちからも言われておりますので、お金をかけないで、そして、一定程度の成果があるという見通しが、ここ数年の間に出てくれば、思い切って苗を移植する。あるいは町民の方から株の一株というよりは、何株かなんかを寄付していただいて、そこで植えてもらうとか、別のエゾムラサキツツジ、レンゲツツジなんかを持ってくるにしても町民の提供をお願いするとか、そんなことをにらみながら、ここ１０年というのは、佐藤課長も退職しているでしょうし、私もいませんが、とにかく、ここ２、３年の間、そういう批判を受けながら、誰のせいでもない、町長の責任として受けながら何とか元の姿に立ち返らせたい。そういう見極めをこの２、３年の間にさせていただきたい。商店街の芝桜まつりでも堤商工会長が時期を逸してまだ早くて、今年は寒くて時期を逸して芝桜の開花がこういうまばらになっているという気をつかってご挨拶をいただきましたが、私は、その後の挨拶で、決して時期ではなくて、これは今、私どもが懸命に努力しているが状況として、これを認めざるを得ない。これはお許しいただきたいということを皆の前で謝ったのですが、いずれにしてもその点で言うと河端議員の言われるとおり、誰よりもボランティアで頑張っていただいている議員でございますし、その辺では、今後もまた協力をお願いすることもあるでしょうが、この１、２年をとにかく見定めさせていただきたいというのが本当のところでございますので、ご理解賜りますよう長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　何回もしつこく聞いて、今、最終的に今、町の方向性をお伺いしましたので、それに期待して、私も１０年頑張って元気にいたいと思います。

次の質問に入ります。

町の活性化対策をどのように進めるか。

今年に入り、商店の閉店が相次ぎ、町民にも「訓子府はこの先どうなるのだろうか」と不安感と閉塞(へいそく)感が漂っています。

町が元気になり、町民が自信と誇りを持って暮らすために、町の活性化をどのように進めますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「町の活性化対策をどのように進めるか」について、お尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

昨年の８月に一病院が閉院し、今年の４月以降、ガソリンスタンド、雑貨店、靴店、写真館、そして、飲食店が閉店もしくは、閉店をしようとしている状況にあります。

このことは、単に消費が町外に流出しているだけではなく、商品の流通構造が平成に入ると加速度を増して変化し、本町の商工業に大きな影響となって、中小商工業者である小売業が減少の一途をたどっている状況と認識しているところでございます。

なお、本町においては、経営主の高齢化や消費者がオンラインによる買い物やプライベートブランド等商品の低価格化の時代も相まっており、経営者自身が先を見据え廃業していると考えているところでございます。

また、商店街は、後継者のいない高齢の経営者も多いことから、今後もさらに廃業するところが出てくることが考えられます。

商店のこういった状況の中で、議員ご指摘のとおり消費のため足がない消費者にとっては不安感をもたれているところでありますが、昨年の暮れに商工会青年部が実施しました買い物環境アンケートの結果からも買い物弱者からの意見が多く、商工会としても対策を検討しているところですし、必要に応じ、町としても支援を行っていきたいと考えております。

さらに、中期的な地域経済の活性化のための振興策としては、まず、第一に町民による町内消費をどう増やしていくか、また、町外からの入込客や新たな事業の展開、インターネットでの販売も含めた経営改革や地域の大きな資源である農業の活用も含め、地域の特徴・特性のあるものなど積極的に取り組み、全国の先進地事例の研究を行うことも必要であると考えております。

また、今年４月からは、商工会事務局の体制も一新され、本年度の商工会の基本方針にも「顔の見える商工会」「頼りになる商工会」を掲げておりますことから町としても最大限の支援と協力、そして連携を図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありましたことについてお答えしますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　先日、町のホームページを見ました。その中で、平成１９年に４７店あった。その後、ホームページの数字は更新されておりません。もう５年前の話になります。今、町民の中に本当にどうなるんだろうと閉塞感が漂っています。今、商店街がすごく目に見えた閉店などがあって、不安感が漂っておりますが、例えば、町民の元気を呼び、元気にする。今いろいろなところでキャラクター、ゆるキャラとか、いろいろなことも考えられているところもあると思いますが、そういったことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君）　今、ゆるキャラについてどうでしょうという話がありました。ゆるキャラの部分で、いろいろな部分で商店街の活性化含めて、町の活性化も含めてやられている部分が結構あるというふうに報道機関等見ているところであります。ただ、やはり本来であります商店街、商店主がやはりここで結束し、力を出すべきではないかというふうに思っております。

６月１８日に、皆さんよくテレビで朝見ている番組でございますが、埼玉県の秩父市、

そこに「みやのかわ商店街」がテレビにおいて放映されております。この事例でありますが、２６年前から商店によってナイトバザールというのをやっている。現在においては、ほとんどが空き店舗がないというような状況を続けている。このバザールについても同じイベントをしないというようなかたちで開催されているということであります。やはり基本は、商店の方々が頑張っていただきたいというふうに思いますし、町長からも答弁にありますとおり町としては、後方の支援を最大限していく。また、商工会の協力もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　商工業も後継者不足、高齢化ということで、この先いつまで継続できるか分からないという商店の方からの声も伺っております。そういう意味で、やはり高齢化と過疎化、それが１つの訓子府のキーワードかなと思います。それで、昨日の質問の中にありました空き店舗の活用なのですが、それは皆さん住宅として住まわれていることもあるのでしょうが、それについても何らかのやはりシャッター街というかたちにならないように、誰でも気軽に入れる憩いの場所とか、それは持ち主の方のお考えなのでしょうが、そういうようなかたちで活用できたらいいかなとも思うのですが、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君）　１点目の後継者の高齢化の話が出てきております。現在の全部の商工会の会員数ではありませんが、道道沿いの店舗、それと駅前の店舗を数えまして、大体３６軒というふうに、ちょっと正確ではないかもしれないですが、大体３６軒、そのうち後継者がいない軒数が２０軒、大体６割というふうに数字をおさえております。今言われたとおりそういうふうに考えられるということもあります。ただ、ヒントとして考えられますのは、業種的に違いますが、農業が現在かなりの後継者が戻ってきております。やはり、それぞれ経営自体を何とか良いものにしていく。そういう努力をしていく。また、経営がよくなっていくということの兆しが見えれば、やはり後継者は戻ってくるんじゃないかなというふうに考えておりますし、閉店する店舗も少なくなるんじゃないかなというふうに思っております。

　２つ目の空き店舗のシャッターの関係でありますが、先ほど町長が回答しましたとおり現時点では、やはり店舗が閉店していくというのは、増えていくんじゃないかなというふうに思います。この点の事例としましても隣町の状況があるんじゃないか。北見市においては、変な言い方で申し訳ないですが、僕らの学生時代については、シャッター通り街ではなかったですが、現在は、環境の変化によってかなりの部分の店舗がシャッター通り街のようなかたちになっているということでありますので、即、閉店された店舗に新規参入のお店が出てくるという状況にありませんが、農業を主体とした商業、工業の発展を目指して何とか増やしていきたいというふうに思っております。そのためには、やはり何回も言うようですが、商工会の力添え、それから商店主の協力をしていかなければ、行政だけで一方的に走るというようなかたちにはならないと思いますので、今後もそういう計画等がありましたら支援していきたい。また協力していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　若い方たちが、商工青年部の方が買い物のアンケートをとったり、

やはり町内の問題をどのように解決されるか。いろいろな取り組みもされておりますので、それに期待したいと思います。商工会の総会の場で町長が道の駅について、ちょっと触れられたのですが、それについて、町長どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　あまり時間がありませんので、道の駅については、信金の安達支店長が言ったことに対して返礼の意味でお話をさせていただきました。道の駅そのもの自体は、行政が主導で花火を上げることよりも、まず、農家も商店もいろいろなかたちの世論と実践の中で、行政が動きますという話をさせていただきましたので、その考え方については変わりありません。

全体を通じて今、町の活性化対策について、特に、空き店舗の問題に関連して質問がございましたので、総括的に私のほうで答えたいと思うのですが、議員の報告会の席で１人の住民の方が、町の将来について、非常に危機感をお持ちだという、引き続き、私のところにその方だと思いますが、夜間町長室に来られて、ぜひ町長の考え方を聞きたいと３つご意見をいただきました。１つは、東幸町の１２線から東１丁目線、消防の横の通りを歩いていくことができますかという質問でありました。これは東幸町側の人ですから、東幸町のほうが縦に通してくれたらうれしいという。歩くところをつくってほしい。できるだろうかなということのご意見。それから、たばこの愛煙家に対して冷たいのではないのかという意見をいただきました。野ざらしのところでたばこを吸わせるというのは、高額納税者として４千万円から町に税金が入っているのに、もうちょっと考えていただけないかなという、これもまた素敵な提案でございました。一番その方が言われた中では、やはり訓子府は良い町だと。観光地ではない。ものすごく平和で穏やかで、そして、農業生産も豊かで、そこに住んでいる人が非常に気持ちのやさしい人たちが多い。そういうことをもっと大々的に宣伝していいのではないか。観光で花火を上げるのではなくて、そういう町なんだよということを町長もっとやっていいのではないか。同時にこの町で生活するのに自己完結をできる。すなわち安心して買い物ができて、病院行ったりとか、通うことができるという、そういう生活の豊かさをバックアップするような町というのを決して町長失ってはならないのではないのかという質問、まったくそのとおりでございました。かなり長時間いろいろなお話をさせていただいて、私どももちろん頑張るけども町民の皆さん一人ひとりが傍観者であってはならないというお話もさせていただきながら。私は商店街近代化事業を１０年間というよりも正式には８年間担当をさせていただきました。そして、平成元年から商店街の皆さんが検討を重ね、そして、平成１０年から道路の拡幅とあわせて今の店舗が出来上がってまいりました。同時にいろいろな問題がありましたが、当時の深見町長と私との話でもそうですし、深見さんが商工会の皆さんで挨拶を頼まれた時には、もうハード事業の整備は行政がやるべきことはもう終わったんだと。今度は商店街自らがソフトとして、ソフト事業をどういうふうに展開するかということが、これからの１０年後、２０年後にかかっているということを前町長は言われました。私もその辺では原則的には間違っていないというふうに思っていました。しかし、平成１０年からですから、それから１５年経過いたしました。商店街近代化事業の賛否については、いろいろあるでしょうが、いずれにしても１５年間、何とか商店街の個々の努力によって、そして、商工会

の努力によって今日まで来た。しかし、いかんせん大店舗がどんどん郊外に出てくる。そして、先ほど答弁させていただきましたが、ネット上の買い物、それから生活協同組合が、もう網の目のごとく今入ってきているという、非常に小売商業の環境というのは変わってきているという状況の中と、先ほど申し上げましたように高齢化等の中で、売り上げの減、当時、小売商業、商工業が大体１００億円あったのが、今、５０億円ぐらいだと思います。かなり減ってきている。そういう経済環境の厳しい状況の中で、ある意味では、連続してシャッターを下ろすというお店が出てきている。これを今どうするかということは、私はある意味では、町をあげてこの問題を考えていかなければならない。それは単なるイベント的なものだけではなくて、ある意味での完結できる町、平和な豊かな町のある意味での非常事態宣言を職員も含めて、地元の町で買物をするということを含めて、これは職員だけではもちろんございませんし、それらを含めた、そして店舗を有効的に活用していくというような状況を関係ある商工会や商店街の皆さんと相談して協力してつくっていくということが今大事ではないのか。今、店を閉じた段階で、そんな話はちょっとこれは失礼くさい話ですから、いずれにしてももう少し様子をみながら、商工会とも詰めながら進めていきたいと考えております。ちょっと長くなりましたが、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　今、町長のお考えを聞かせていただきました。やはり皆、この町で一生を終えたいと思って、住み続けたいと思って暮らしておりますので、そういうことが可能な町ということで、これからもお願いいたします。

次の質問にいきます。

町道の安全対策、相内線の速度規制などの考えについて伺います。

相内線と南１２線との交差点は、危険で事故も多く、過去にも３点式信号機の設置や速度規制などについて質問しています。

最近も危険な場面が多々見受けられ、地域からも不安の声があがっています。

相内線は、坂道で加速がつき、その上にカーブで見通しも悪く、脇道から出る際は非常に危険です。地域には、子どもたちも多く、登下校の際ヒヤリとさせられることもあります。町内会からも要望があったかと思いますが、速度規制などの安全対策の考えをお聞かせください。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「町道の安全対策、相内線の速度規制などの考え方」について、お尋ねがございました。

まず、町道相内線と南１２線の交差点での事故は、過去３年間の状況を見ますと南１２線側を通行中の車両が一時停止を怠った、あるいは左右確認が不十分であったことなどを主な原因とした物損事故が発生しております。

この交差点付近の交通規制に関しましては、南１２線は４０キロメートルの速度規制、相内線には速度規制がなく、交差点には１灯式の信号機が設置されております。

また、町では交通事故防止対策として、相内線には速度抑制を促す路面標示と立体的シール、さらに交差点注意看板、南１２線側には一時停止を促すゼブラライン、路面標示、注意看板を設置し、さらに、毎月定例での街頭立哨による交通安全指導にも取り組んできているところであります。

ご質問にもありましたように、平成２４年度に東幸町内会から「速度規制」と「普通信号機の設置」について、前年度に引き続き要望が出されております。

普通信号機につきましては、設置基数が減らされてきている傾向にありますが、速度規制とあわせて、北見警察署長に設置を要請する旨回答させていただいており、昨年１０月２２日に北見警察署長に対し直接要請を行っております。

このほか、自民党、民主党などの地元選出議員、さらには、一昨年１０月に開催の「地域づくり推進会議インオホーツク」においては、高橋はるみ知事にも直接要請を行っております。

現在のところ、速度規制、３灯式信号機の設置には至っていないことから、町内会からは、本年度も同様の要望が出てくることが見込まれます。

町としましては、引き続き、安全運転マナーの啓発や子どもたちへの安全教育などに取り組むとともに、交通規制について今後とも関係機関へ強く要請してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　ちょっと時間がないので、端的にお伺いいたします。

速度規制は、公安委員会の所轄ということで、道道から相内線に関しては、速度規制がありません。山から下って来る時、途中脇道が６本あります。東側に６本、西側に２本、特に、危険なのが何カ所かありますが、東幸町線、これは小山田さん角です。あそこは本当に見通しが悪く大変です。また、東幸町中通線、これは山内のところです。あそこから、相内線に出るのは、どれだけ危険か。速度規制がありませんし、山から下ってきた勢いで、かなりのスピードで行かれる方もあります。それで先ほど、公安委員会という話も、速度規制は公安委員会の管轄ということですが、あの付近は、穂波団地をはじめとして、お子さんも多いですし、また、高齢者も多いのです。高齢者は道路を渡るのに、渡っている最中にカーブから急に車が来て本当に怖いという声を伺っています。本当にあそこの実態を見て、速度規制が必要ないのか。公安委員会がだめなら、独自の規制、町の規制なり、いろいろな啓発などが考えられると思いますので、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　総務課長。

○総務課長（森谷清和君）　相内線、高園方面から下りてくるところ、非常に枝道が今言われたようにたくさんあるというのも私どもも認識しております。カーブミラーなんかも置いて対策等に今、努めているところでございますが、速度規制の問題につきましては、私どもも規制が必要だということで、これにつきましては、平成１９年、町長が就任以来、毎年、警察署長には、直接行って要請しておりますし、自民党や民主党、各党のほうにも、そういった要請の場があれば、そういった要請を毎回行っております。

回答の中でも申し上げましたが、平成２３年に開催された地域づくり推進会議では、高橋知事に直接そういったことも要請してございます。速度規制の部分では、規制自体は町でできませんが、抑制を促（うなが）すということで、路面標示なり、あるいは注意看板を設置させていただくなど対応してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　私は、あの相内線沿い、南１２線とのあそこは訓子府で一番危険な道路だと私は思っています。あそこに住んでいる方たちは、相内線に出るのに本当に大

変な思いをしています。それで何回もこの件については、お話していますが、公安委員会で話が進まないなら、町で独自に、以前もゼブララインとか、危険を促す路面標示などもしていただきました。でもこの件については、本当にいつどういう事故があるか、とても不安です。それは地域の方、皆さんそう感じていらっしゃいますので、公安委員会で話が進まないなら町でできる対策というのをお願いしたいと思います。町長いかがですか。町独自の安全対策ということで。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　まず、信号については、非常に厳しいです。知事に私は、お金は私が出すからつけてくれと直談判してでもだめでした。これはいかに厳しいかという、これは地方税法上で言っても問題があるということもありまして、ですからあそこの白糠線と相内線の交差点の３灯式の信号をつけてほしい。１灯が例えば５００万円かかったとしたら、その全額を町で出しましょう、住民の安全を何とか確保したいという話をしてもこれはだめでした。できない。そのかわり今、道道が整備されて交通事故死が起きたところは今、あそこはかなり改良されて、あそこでは事故が起きなくなったということもあったし、取り締まりも大変厳しく、訓子府の取り締まりは厳しくなったという経過もありますが、３灯式は非常に難しい。それでもめげずに何とかまた要請をしていこうということですが、予算の問題と全道に限られた信号機数しか増設できないということですから難しい。

それから、相内線を下りてきたところで途中の枝道から相内線に入ってくるところは非常に危険ではないのか。スピード規制の問題もこれも同じように警察にお願いをしていたり、要請をしているのですが、これについてもいい返事がいただけないという状況ですから、町としては、できる限りのスピード抑制、あるいは注意喚起を促すようなことを努力しているところでございますが、一層さらにきめ細かなことができるかできないかということも含めて、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君）　河端芳惠君。

○８番（河端芳惠君）　この件に関しては、本当に地域の方は切実な問題なので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君）　８番、河端芳惠君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後１時から行いますので、ご参集願います。

ご苦労様です。

休憩　午前１１時４５分

再開　午後　１時００分

○議長（橋本憲治君）　それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、７番、工藤弘喜君の発言を許します。

７番、工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　７番、工藤です。それでは、一般質問をしていきたいと思います。

今回は、２つの件で質問をいたします。

まず、はじめに、少子・高齢化、人口減少時代のもとでのまちづくりについてということで質問をいたします。

現在、少子・高齢化、人口減少が全国的にも進み、このことが今後、社会に大きな影響を与えるとの見地から社会保障や税制など、さまざまな制度見直しの議論が進められております。

このような状況の中で、本町においても「私たちの暮らしや町がこの先どのようになっていくのか不安」との声も多く聞かれるようになりました。

町長は、今年度の町政執行方針で「これまで築いてきたまちづくりの土台をより強固なものとし、さまざまな試練を乗り越え、訓子府らしさ、暮らしやすさを追求し、町の未来づくりに向けて大きく飛躍する一歩を踏み出してまいりたい」との町政執行に臨む基本姿勢を述べています。

この点にもかかわりまして、次の項目について、町長の考えを伺います。

１、少子・高齢化、そして、人口減少というのは、実態から見れば厳然とした事実でありますが、国や地方の政治を担うものとしては、冷静に客観的に見ることが必要かと考えております。町長は、少子・高齢化、人口減少という状況について、どのような見解を持っておられるのか、お伺いいたします。

２つ目です。今後、この状況が進展してきますと市町村合併の議論含め、地方自治のあり方にも根本からかかわります道州制への動きも加速されてくるのでないかと考えておりますが、この点について、町長の見解をお伺いいたします。

３つ目です。誰もが安心して住み続けられる町をどのようにつくっていくのかを町民に示すことが、将来の暮らしに不安を抱えて生活をしている方々に応えることにもなると思いますが、町長の考えを伺います。

また、この点についての課題はないのかあわせて伺います。

４つ目です。自立した町、将来にわたって持続可能な町を目指すためには、地域経済をしっかりと力強く支える産業の振興が重要となってきます。

現在、この点についてもさまざまな取り組みがはじまりつつありますが、現在の本町の実態から見て、どのような課題があるととらえているのか、町長の見解を伺います。

以上、４点であります。よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「少子・高齢化、人口減少のもとでのまちづくり」についてのお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、１点目の「少子・高齢化、人口減少状況の客観的な見解」についてでありますが、厚生労働省では、平成２２年度国勢調査結果を基準にした人口を国全体で平成３７年に５．８パーセント減少の１億２０７０万人、平成５２年に１６．２パーセント減少の１億７２８万人と推計しており、幼少人口割合が１３．１パーセントから１０パーセント、老年人口割合は２３パーセントから３６．１パーセントと予想しており、国全体が世界に類を見ない速度で少子高齢化が進んでいる状況にあります。

また、北海道でも同様に平成５２年に２４パーセント減少の４１９万人、幼少人口割合

が１１．９パーセントから８．４パーセントに減少し、老年人口割合が２４．７パーセントから４０．７パーセントに増加することが予想されており、全国よりも早い速度で少子高齢化が進むことが推計されています。

一方、本町では、国勢調査の結果から、昭和３０年に人口ピークである１万９０３人から減少が続き、平成２２年調査時点では５，４３５人と６０年間で約半数の人口となり、平成３７年には人口が２２パーセント減少の４，２４０人、平成５２年には４２．９パーセント減少の３，１０５人と推計されており、２７年後の年齢別人口は幼少人口が２８６人、生産年齢人口が１，３５５人、老年人口が１，４６４人と予測されています。

議員が言われるとおりそれぞれの自治体においても人口減少や少子高齢化現象は、歴然とした事実であり、企業誘致も含めた人口の維持、あるいは人口減少をできるだけ最小限に留めるよう努力していることが実態ではないかと思われます。

本町においても同様の状況にありますが、私はこの町で安心して暮らすことができる、安心して子育てが出来る環境の中で少しでも地域の人たちにゆとりと夢をもつことができるよう福祉政策や経済政策を実施してきているところであり、人口減少対策はすぐに効果が現れるものではありませんが、平成２４年度中は出生数が４７人と上向き傾向にあることや幼少、生産年齢人口の転入者の増加など人口減少率は緩和する傾向にありますことから、これらの要因の検証をしながら今後の推移を注視してまいりたいと思っております。

次に、２点目の「少子・高齢化、人口減少状況の進展による市町村合併、道州制への動きへの見解」についてでありますが、道州制基本法案については、閣議決定後、与野党共同提出に向け各種議論がなされていることは議員もご存じかと思いますが、基本的な方向として、都道府県を廃止し道州を設置すること、基礎自治体は市町村の区域を基礎として編成すること、道州と基礎自治体の長、議会の議員は住民が直接選挙すること、国の行政機関は極力合理化し、道州と基礎自治体の事務に関する国の関与を縮小することなどを打ち出しています。

道州は１０程度とし、国に残す事務は外交や防衛、司法などに限定し、道州はそれ以外の国の事務と都道府県から承継する事務を行い、基礎自治体は都道府県の事務のうち住民に身近なものと市町村から承継する事務を行うことや独立した税源、財政調整制度の創設などが現時点で想定されています。

道州制法案骨子については、さまざまな議論の中で、期限など一部修正の動きが見られるものの道州制の必要性、イメージの国民的理解が得られていないことや議論するためでなく、道州制を導入するための期限を定めた基本法であり、人口減少社会を見据えた地方自治、住民自治といった国の構造を変える大きな変換点であると思っています。

私は、従来から効率性のみを追求した大規模行政が教育、福祉行政などの対人サービスを効果的、効率的に進めることができるのか疑問をもっており、そういったことからは人口減少期の日本の進むべき方向性や議員が言われる社会保障制度の見直しなどが不透明な中で行政の枠組みを決めることには、道州制基本法案の国会提出に反対している全国町村会の一員として、今後も反対してまいりますのでご理解をお願いいたます。

次に、３点目の「誰もが安心して住み続けられる町を町民に示すことの課題」についてでありますが、地方自治体の重要な役割として、地域住民の身近な生活を守り、支え続けることがありますが、議員が言われる将来の町や暮らしへの不安を持たれている方がおら

れるのも事実であると思います。

前段でお話ししているとおり少子高齢化、人口減少時代が進行し、時代の大きな変革期を迎え、税制や社会保障制度をはじめとしたさまざまな制度改正が取りざたされる中、国は将来に安心感を与える国家の方向性を示さず、政局により社会保障等の政策が紆余曲折するなど住民が不安感を覚えていることが実態ではないかと思います。

私は、町長就任以来、マニフェストに掲げた「みんなで創る訓子府の元気」「町民にやさしいまちづくり」を政策の基本とし、各種施策につきましては、毎年度の町政執行方針や予算概要を広報誌でお知らせし、安心して住み続けられる、安心して子育てができるまちづくりを実践してまいりました。このような中、住民の方は高齢、単身や病気になった時などの多種多様な不安を感じる場面があろうかと思われますが「まちづくり推進会議」「夜間町長室」「車座トーク」などの機会を通じ、広く住民の皆様の意見を聴きながら教育、医療、福祉行政などの対人サービスを中心に住民の皆さんを支えられるよう今後も努めてまいりますのでご理解をお願いいたます。

次に、４点目の「自立した町、将来にわたって維持可能な町をめざすための産業振興と現在の本町の課題をどうとらえてえているのか」についてであります。

私は、ことあるごとに農業を基幹産業とする町であると言ってきましたし、実際、農業の生産額も１２０億円となり、本町の経済は、農業が中心として成り立っている現状にあることは町民の誰もが認めているところであります。

このことから一般質問でも答弁しましたとおり「食産業立国の基盤強化」を本町の経済活性化の重点政策に掲げ、生産から加工、流通、販売に至る「食」の総合産業化を目指していこうと考えていることや、本町における農業者のエコファーマー登録の多さ、有機・特別栽培・低農薬栽培など特色ある農業が確立されていることなど、すべての農畜産物を安全・安心としたブランド化を全面に掲げた産業振興を推進していきたいと考えているところでございます。

また、商業の面でも、地場産の無農薬などの農畜産物によるクリーンな町のイメージづくりを全面に掲げながら、十勝の士幌町や鹿追町のように農業の中にも、しっかりとした商店街が形成されているまちづくりを目指していきたいと考えているところであります。

本町の食の安全と安心をブランド化するためには、町内に加工施設の整備や商品開発、あるいは食を通じた新たな町内商工業と連携をした農畜産物の流通化による地域内循環型経済構造の仕組みづくりが必要と考えているところでございます。

この地域内循環型経済構造の仕組みづくりには、まず、第一に生産者である農業者の理解と協力が不可欠であり、それ以上に商工業の方々の努力と理解が求められていると考えております。

さらに、６次産業化として酪農・畜産をはじめ、地場産の農畜産物を利用できる仕組みが一番の課題となってきますし、商工業と連携しながら、自立したまちづくりを目指すための活動を支援していきたいと考えております。

今後は、ＪＡきたみらいや商工会とも十分連携し、訓子府町の「食産業立国」を目指していきたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました４点につきまして、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○７番（工藤弘喜君）　それでは、何点か再質問といいますか、気になる点についても質問していきたいと思います。最初に今回のこの質問をすることになりましたのは、やはり先の河端議員の一般質問でもそうでしたし、昨日の議員の方々の質問とも皆さん方やはり訓子府のこれからの今の現実を見据えて、将来のあるべき姿についてを大いに心配されながら町民の思いも受けての質問であったと私自身は聞いておりまして、結構、重複するというのか、皆、似た思いで質問されているというふうに感じておりました。

私のほうも同じように、今回こういうことで質問しようと思ったのは、４月に行われた議会報告会の中でもやはりこういった今のこういう状況、少子・高齢化、そして人口減少、あるいは商店街も含めた活気のなさというものに対する大きな不安とそのことが結局は自分の将来の生活の不安にもつながっているのだよという、そういうことにかかわるお話がやはり多くありました。それと町の中で、特に、実践会地区からはあまり聞かないのですが、町内会の方々のいわゆる高齢者といいますか、７０歳を超えたような方々からは本当に自分たちの暮らし、生活がどういうふうにしていけばいいのか心配だねという、そういう声を受けて今回このような質問をするということであります。それで私はちょっと前段話すぎるかもしれませんが、今回のこの少子・高齢化、そして人口減少という、こういう厳しい状況をこの中でどうまちづくりをしていくかという点で考える時に２つの側面から見る必要があるのかなというふうに思っておりました。

１つは、最初の質問で言っていますように、この原因と言いますか、要因というか、こういう実態がなぜこうなったのかというのをやはり地方の自治のいわゆる町民に責任を持つ、命と暮らしや生活に責任を持っている町長がどうとらえるか。とらえているかということが大事ではないかと思っています。そのことが次の政策に、町独自の政策にも非常に大きく関係してくるんでないかと思いまして、その辺のやはり認識というのが必要になるんじゃないか。

それともう１点は、もう１つの側面から言いますのは、これは後半の質問ともちょっと、そういう意味でした訳でありますが、少子・高齢化、人口減少という、大変厳しい時代であっても、やはり現実には、毎日の町民の生活に責任を負う、将来に向けてのまちづくりに責任を負うという立場から粛々と行政を進めていかなければいけない。まちづくりを進めていかなきゃいけないという、そういう現実の問題がありますので、その点をどういうとらえ方で進めていっていいのかなというところで町長の考え方も聞いてみたいなということで質問いたしました。

そういうことで、ぜひ、十分な質問になりませんが、よろしくお願いしたいのですが、まず、その背景と原因等については、先ほどの答弁の中にもありましたように、これは何も訓子府に限ったものではなくて、全国的にこういうふうな状況が続いているというのは、そのとおりでありますし、その背景、要因、原因というのは、やはりいろいろな価値観の違い、いわゆる今そこに住んで生きている人たちの価値観の違い等々もいろいろあると思いますが、私がここで１つ気にしているのは、こういう減少が地方ほど大変になっているというところにやはり目を向けるべきじゃないのかなというふうに思っています。地方ほどこの少子・高齢化、そして人口減少という問題がなぜ起きてきたのかというところをしっかりとらえていかないと、やはり町長としてのこれからの攻めるべき立ち位置が決まっ

ていかないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味からして、何て言うのか、地方に行けば行くほど経済も、それから町民の暮らしそのものも疲弊して深刻な閉塞状況というのを生み出している訳ですが、こういう中にあって、この発端というのは、やはり振り返れば約２０年、１５年から２０年ほど前から行ってきた国政のあり方に大きく関係するのではないかというふうに私はみております。それは何かというとやはり一言で言えば、グローバルな国家、今も盛んに言われていますが、そういう国家像を目指して、強いものはより強くということが当たり前のような、またそうしなきゃならないんだというふうな、そういう構造改革路線というか、これが地方をさらに少子化と高齢化と人口減少に拍車をかけているんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味で、この辺の私の見解に対して、町長はどのようなふうにとらえているのか、先にお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　極めて本質的で国政にもかかわる問いでございますので、時間が限られた中では、どこまで意を尽くせるかどうか分かりませんが、ご理解をいただきたい。

日本の社会が大きな人口変動をもってきたというのは、２つの局面がございます。

１点目で言いますと昭和３０年代に農業基本法が成立されて家庭内農業を中心とした農業から機械化され、あるいは集約化していく中で、第一次構造事業がはじまりました。これはご存じのとおり昭和３５年から４０年代にかけてであります。およそ日本の人口の１０分の１が都市に流出して労働者人口は、都市へ都市へと行ったという中で、第一次の過疎が私たちの農村において行われました。これは１０年間において、これだけの人口の１０分の１が都市に流出するというのは、世界に類を見ない。こういう状況の中で１つの国政として、政治のありようとして、そういう人口が起きてきた。これはある意味では、池田内閣の所得倍増論や日本列島改造に伴う田中角栄さんの国家的な１つの政策、第一次の開発計画等々を含めて、こういったことが行われてきたという点では、農村の生活、日本全体に影響を受けたのではないのか。しかし、そのことが、全面的に否定できるのかどうかという、過疎を決して私は容認する考え方はありませんが、今日の発展する農業の１つの基盤をつくり上げてきたという経済行動のある意味では戦後から脱出という一面では評価していかなければならない面があるのではないか。そして同時に中小企業を中心とする日本の経済が、あるいは雇用労働が今日の経済社会を支えてきたというのは、やはり私はある意味での発展の１つの評価せざるを得ない状況というのは、やはり１点目にあるのではないのか。

もう１つは、今、議員が言われましたように構造改革に見られるように、ある意味でのグローバル時代、そして、官から民へという、そういう施策の中で、第二期の農業がさらに大型化、自由化をしていく。ＷＴＯやいろいろな政策の中で農業が国際社会に大きく飛躍していくという名のもとに中小零細の農業は、さらに大型化やあるいは集約化が求められていくというような状況が起きてきたのではないのか。これはかつての第一次の変化が挙家離村、すなわち家をあげて農業を捨てていくという時代、この時代から、この１０年間は、家は残る。農村地域にいなくても市街地に出てきても家ごといなくなるという状況とは、かなり変わってきておりますので、ある意味では、若い人たちが生産に対する不安や土地の状況やあるいは農業政策の中で出ざるを得ないという中で、高齢化の波は、非常

な勢いで、特に、第一次産業を中心とする川の源流からと私は言っているのですが、産業基盤の弱い、そういう地域の中から過疎は著しく起きてきているという状況というのは、林業を含めて、国のグローバル化やあるいは農業のそういった状況が今日(こんにち)の農村における、あるいは漁村における議員が指摘した状況を生んできているというのは、紛れもない事実ではないかなというふうに私は思っております。その点でいくと今回の人口調査、厚生労働省の人口調査をもとにして私は答弁させていただきましたが、この新聞、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所の人口予測でいきますと道内のすべての自治体が現行人口が増えていく。これは訓子府町にはじまったことではないという中で、改めて日本社会の構造的な課題として、私は見据えていかなければ、将来は見えてこないのではないかというふうに思っているのが、まず１点目の私自身がどう考えているかということに対する大まかな言い方で大変申し訳ないのですが、その点でいうと大店法の改正等々も含めた先ほどもちょっと触れましたが、大型店がどんどんコンビニも含めて、あるいはディスカウントショップ等々が北見等内に自由に出入りするようになっていく中で、私どもの商店街はなかなか対抗できない。そういう状況というのは、個店の努力だけでは私は限界がきていると思っていますから、かつて１０数年前に商店街近代化事業や街並み整備をやってきた者として、確かに小売商業の商業者自身の閉鎖的で、あるいは待ちの商業経営から脱しきれていないという、個々の課題はあり得ますが、それ以上にもっと商業環境をめぐる国家的な政策の中で、小さな町での商店街形成が非常に難しい。この近隣を見ても留辺蘂、置戸、いろいろなところを見ても同じような状況というのは、やはり早いか遅いかは別として、できてきているのではないかなというふうに思っています。少子・高齢化社会がこのようなかたちで起きてきている。その中で議員も言われたとおりこの厚生労働省の人口統計が是とするならば、これから３５年後の訓子府は人口が３，１０５名になります。うちの町でいくとこの３０数年後に４３％人口が減少していく。置戸は４７％減少する。そして、今、置戸町で、例えば隣町ですから、置戸町のことで言いますと１，８２９名になる。今、私どもの人口規模でいきますと３０年後は滝上町になっていく。この中で生きていけるかどうか。私はもうちょっと細かな議論をしなければなりませんが、ある意味では、非常に厳しい現実だと思いながらも決して悲観していない。打って出なければならない。あるいは言うべきことは言っていかなければならない。そして、やるべきことをきちんとやるということが、今まさに、それぞれの自治体に求められているのではないかと思えてなりません。大変抽象的ですが、まずは答弁にかえさせていただきます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　現状認識の点でいけば、本当にそのとおり私も思いますし、だからと言って、これが先ほども言ったように本町だけの問題じゃなくて、日本全体にこういう状況が続いている。そこにやはり構造的なさまざまな要因がありますので、なかなかそれに対抗したかたちで何をどうするのかということは、非常に難しいという思いも一方ではありますが、しかし、町長が今言われたように、この人口予測に非常にとらわれ過ぎて誤った対応の仕方ということだけは、やはり気を付けなければいけないのかというふうに思っているのも私の考えであります。確かに人口も減少するし、高齢化も進むということは、ある意味、節理的なところもありますし、それこそ、さまざまなものもあります。ただ、そういう中にあって、各自治体として、今の現状で何がそしたらしなきゃいけないの

かというところを今一度考えてみることも必要かというふうに思っています。私はこういう状況の中にあっても人口減少なり、高齢化なり、少子化、少子化というのは、やはり本来は避けていかなければいけないし、これを子どもたちがどんどん増える、そういう施策をとっていかなければいけないとそれは十分思いますが、しかし、すべてそういう現象をマイナスという部分だけでとらえるというのか、それはやはりちょっとこれからのまちづくりを担う部分では、いかがなものかなというふうに思っているところであります。例えば、人口や産業が活気も含めて今の状況からをそのまま受け入れて、そのまま認めて、まちづくりをするというのではなくて、人口が減少したり、産業が商店街の問題も含めていろいろありますが、すべてマイナスというふうにして見るのではなくて、その中でマイナスの部分をどうやって質の問題でプラスに転じていくのかというふうな施策というか政策を展開していかなければ、なかなか難しいのではないかというふうに思っているところです。この問題については、特に、３番目、４番目の中で質問したこととかかわるのでありますが、例えば、誰もが安心して住み続けられる町をどのようにつくっていくかということなのですが、これについても最初の一答目の答弁の中でもていねいにお答えをいただいている訳でありますが、確かに少子化、先ほど言ったように少子化というのは、やはり望ましい姿ではない。やはりたくさん子どもたちのいる町、これをどうつくっていくのかということについては、大いにまだまだやるべきことというのはあるような気がいたします。だからそれはそれで追求しながら、もう１点「安心して住み続けられる町にするためには、どういうふうなものが必要ですか」とある人といろいろ話をする中で、やはりこれはお金をかけた施策、いわゆる予算を使った施策のほかに、やはりそれを乗り越えた政策というか、施策というか、そういうものもどんどん大事になってくる。そういう時代になってきているのかなというふうに思っていたところです。これがどうやってこの行政の中で、町の施策の中で、まちづくりの中で示せるのかというのが、大きなポイントにもなっていくのかと思っています。それは何かと言うと、お互いにこの町に住んで良かった。隣同士も含め、役場の職員も含め、我々とも安心感とか、信頼関係をどうつくっていくのかというところをどう醸(かも)し出していけるような、そういうまちづくりをどうつくっていくのかということが求められてきているのかな一方では。また、人口が減少すればするほど、ある意味、そういうところに力を入れやすいことになりはしないのかなと思っている訳でありますが、その点について、町長は、どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　何度かお話をさせていただいていますが、非常に厳しい財政運営を強いて、これからも厳しい財政運営が、行政は続くのではないかと思います。しかし、少なくても１年間の一般会計分の貯金ぐらいはしておかなければいけないということを私は常々考えてまいりました。すなわち、それは自立的な、基金の取り崩しが毎年、今年は一千数百万円でしたが、従来のように何億、何億も取り崩すということは、あってはならないことでしょうが、少なくても１億円単位から１０億円単位でいくと短くて５年、長かったら１０年は何とかやっていける。こういう財政基盤が今できつつあります。

　しかし、これから急激な設備投資等々が出てまいりますから、かなりそのテンポは変わってくるかもしれませんが、しかし、そのことは一体何なのか。これは基本的には、自立的なまちづくりをどうつくるかということにかかっているのではないかと私は思います。

例えば今までは、国の政策に対して、ある意味では、その政策を吟味しながら国のおおせのとおりの行政を是としながらやってきましたが、これからも私はいつも政治は是々非々だという話をさせてまいりましたが、だめなものはだめだし、お願いすべきことはお願いするという、そういう自治のかたちというのは、確立していかなければならないのではないのか。例えば、平成の市町村合併も国の言うとおりにやってきたらどうだったんだろうか。あるいはＴＰＰも国の言うとおりにやったら、参加型ですから、ですから私は逆に今こそ地方自治体が主体的に町を見通していくという力量が私自身ももちろんそうですが、職員全体がそういう意識になっていかないとだめだというふうに考えております。ですから、バランス的に言うと産業のまず産業基盤をどう安定的に確立していくのかというのが、やはり私はいくら福祉や教育の充実と言っていても産業がきちんとしていないと町の将来は不安です。だから、うちの町が例えば今の状況の農業の総生産額のお話をさせていただいていますが、こうした基盤の農業を中心としながら、安定的な、そして、それに付加価値を高めていくような６次産業化の将来的には、見通した産業行政というのもきちんと位置付けていかなければいけないというふうに思っています。この状況をなくして福祉の充実も教育の充実というのもなかなか思うようにいかないというのが１点目です。同時にバランス的に言うと医療と福祉とそして教育の問題は、３本の矢ではございませんが、行政が憲法の２５条でいっている町民が不安を持たないような社会形成や地域の自治の形成というのは、これはいつの世もきちんとしていかないとならないのではないか。確かに一時的に産業や教育や福祉、あるいは産業の中での商工業の中でも凸凹（でこぼこ）があるかもしれませんが、３年、５年のスパンの中で、安定的にこれらの行政を運営していくというのは、私はもちろんですが、私ども職員に課せられた課題であり、責任ではないかというふうに思うのが、私は２点目です。

３点目に言うと議員もご指摘のとおり行政だけでまちづくりはできません。まさに、まちづくりは住民自治を基本とした団体自治が運営されるべきだと思っていますので、かなりていねいというか、まどろっこしいと思うかもしれませんが、まちづくり推進会議やさまざまなかたちで町民の意見を大切にしながら、私は方針や政策を決定してきたつもりでございます。それは、とりもなおさず住民の参加や参画を大事にしながら、しかもまちづくりの基本は、住民自身だということを何としても確かなものにしていきたい。その点で言うと私はもっと俗な言い方にすると隣人愛を一層どういうかたちで強固なものにしていくのか。さまざまな担い手の問題、いろいろなことで意見を聞かせていただいていますが、こういう隣人愛やもっと言うと新たな政策で、近所の底力の話を私は出していかなければならない時期に来ているというふうに思っています。今は、地域担当職員が年に何回か家庭を訪問するとかということだけではなく、近所の人たち自身が力を発揮しあえるような政策というのが必要になってきているのではないのか。そのことが、行政的に住宅政策とか、いろいろやらなければならないことはありますが、ベースとしては、やはりご近所の皆さん方の地域コミュニティということを基本にしながら、行政が一緒になって頑張っていくという時代が、より一層求められているのではないかというふうに思えてなりません。ちょっとまた抽象的ですが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　今、答弁いただいたのですが、私も思っていたのですが、これか

らのこういう時代、非常に物理的にも厳しい状況に段々入ってきている訳でありますが、そういう中での町の将来を考えた時には、これは本当に非常にごくごく一般的な話になるかもしれませんが、町長の答弁とも重なるのでありますが、町民の自治力をどう高めていくかということをしっかりと町政の中にも位置付けていく必要が出てくるのかなというふうに思っています。この自治力、何て言うのか、ちょっとまどろっこしいというか、面倒くさい言葉にはなりますが、簡単に言えば、皆で話し合って町の将来を決めていく。自分たちの生活のありようがどうすれば一番いいのかというのを皆で相談しながら、良い方向を出そうというのが、私は、それこそが自治だと思っています。そういうとらえ方での自治力なのですが、こういったものを役場の職員の方々だけでは、やはりだめなんだと思うのです。やはり今、一番訓子府として求められているのは、町民自身が、なるほど皆で考えて皆でやっていかなければいけないという、町民がこういう立場に立てるような、思いになるようなことに、今これから力を尽くしていかなければ難しいのかなと思っているところです。これについては、先ほど、まちづくり推進会議の関係の話も出ていましたが、私自身もあの部分でいけば、今もいろいろ活動されて意義深いものもありますが、あの部分ももうちょっと何ていうのか、改善してもいいのかなというふうな思いもあります。そこには、どういうことかと言いますと、あえて今この問題が出ましたから言うのですが、教育委員会サイドももう少し教育行政というものも社会教育という部分からも入っていただいて、先ほどからずっとこれは従前から総務課、企画財政課だとか、予算の関係も含めた問題での議論というのはいろいろあるからだと思うのですが、もう一歩、もうちょっと自由闊達（じゆうかったつ）な町のあるべき姿についてのことも含めてということであれば、年に何回かやっていますから、そのうちの年に１回かそこらは、もう少し社会教育の部分でも踏み込んだ課題の取り上げ方というのか、そういったものも含めて、大いに議論を巻き起こすような、わき起こすような、そういう方策もどうなのかというふうにちょっと考えているのでありますが、これは誰もが安心して住み続けられるための本当に前の前の部分なのですが、こういうことも必要ではないかと思っていますが、この点について、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　昨日の上原議員のご意見にも申し上げましたとおり、やはり、人づくり、産業もさることながら人づくりというのは、２本の柱ではないのか。その点では、おそらく教育長ほか、社会教育課長も社会教育がもっと前に出てほしいということをかなり昨日も言われておりましたし、今日もご指摘のとおりまちづくり推進会議はもちろんですが、それぞれの世代を超えた学習の課題として、町民的な議論やあるいは提案をする場というのは、きっと考えてくれるだろうと私は思っておりますので、後は教育行政の実行を期待したいと思っておりますので、お許しいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　それでは、ぜひ大きく期待するところではありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

　この問題での最後の質問になりますが、やはり先ほどの町長の答弁にもありましたように町の基盤を支えるということでいけば、経済も含めて、大きな分野だと思うのですが、非常に先ほどの前の一般質問にもありましたように商店街の問題等々含めて、このことが大きく町のこれからに対する不安感も含めて醸（かも）し出している部分もありますので、これを

何とかしていかなればいけないというのが、この近々の大きな課題かなというふうに私は思っています。確かに福祉行政も教育行政も大事ですが、やはりこの問題を放っておきながら次に進むということにもなりませんので、この点についての解決の方法として、先の議会でもちょっと質問したのですが、これが中小企業振興基本条例が、そういう名前ですべてが解決する訳ではありませんが、町民の議論、町民サイドの議論というのをやはり本当にこの問題で起こしていかないとまずいんじゃないかというふうに思っています。これは行政サイドからこうであるべきだとか、あるいは商工会のほうに投げかけるだけでは、やはりもう済まなくなってくるのではないかと思っております。こいう部分で、今言った教育委員会というか、社会教育の問題含めて、ちょっと後から話しようと思ったことが、先に出ちゃったんですが、いわゆる住民の自治の力をそこにまず訓子府の課題として大きくあるような気がしていたのです。これをやはりぜひ商工会だけではなくて、農村、実践会地域の会長も含めて、委員の方々も含めて、せめてそういう場があるんでありますから、そういうところでの大きな議論をわき起こすようなことを、そして町民に向かって、そこからメッセージが発信できるような、そういう方向、町長がいくら言っても限界がくると思うのです。いいことを言ってもそれはそれでいいのですが、やはりもう一歩踏み込むという意味では、やはり町民側から声を上げていくということが非常に大切になるのではないかと思っていますが、その点について、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　訓子府新報の記者がいるから、あまりしゃべりたくないのですが、今日の訓子府新報を見ていただいたら、今度、事務局長に小中（こなか）さんがなっていました。タイトルを見ているだけでも農業と行政と商工の連携が極めて重要だと。そして、例えば、芝桜まつりひとつを見ても農家の方たちがあまり来ていないという状況は、やはりもっともっとそういう意味では、職業を超えた連携やまちおこしが必要なのではないかと小中事務局長のコメントも載っています。先の議会でも答弁させていただきましたが、中小企業振興法等のことについては、まず１つは、商工会関係者もそうですが、まず、事務局の安定的な議論に参加してもらうことの体制がつくるのが必要なのではないかということとそれから、どうもこれを見ていますと８月２２日から議員方が別海町に行くということですから、これは、別海町は中小企業振興法の先進地のはずですから、きっとここを勉強してこられるのではないか。ですから、我々行政もそうですが、議会の皆さんも一緒になってまちづくりのことを考えていく。そして、緊急として、今、商店街の歯抜けのような状態がさらに進んでいくという状況もございますので、できるだけ早くこうした問題をとらえながら具体的に検討をしていきたい。関係各位の力も貸していただきたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　それでは、残りの時間のこともありますので、次の質問に入っていきたいと思います。

次の質問は、町がどうするこうするという問題はなかなかないのでありますが、町民からぜひという声もありまして、これについて、質問させていただきます。

２点目です。

「インターネット接続での環境改善について」というふうに項目を上げましたが、現在

は、日常生活のあらゆる方面で、インターネットの利用がごく普通の時代になっております。

農業者にあっても経営や営農技術、気象情報、酪農家にあっては、牛の個体管理含め、ＪＡや各団体組織ともインターネットを利用しながら農家経営をしているのが実態でもあります。

しかし、本町にあっては、地帯によっては、インターネット接続に不具合が生じ、十分利用できる環境にない所もあります。加えて、この夏の参院選からインターネットによる選挙運動が解禁されることにもなりました。

このような状況からしましても、何時でもどこでもその利用にあたっては、公平でなければなりません。

よって、次の事項について伺います。

１、本町のインターネットの接続状況について、どのようにとらえているのか伺います。

２、インターネットの利用がどこに住んでいても公平に、そして、普通にできるようにしてほしいという町民の声に応えていただけるのかどうか伺います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「インターネット接続での環境改善」について、２点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、１点目の「本町のインターネットの接続状況について、どのようにとらえているのか」についてであります。

本町におけるインターネット接続の状況でありますが、通信会社が多数ありますことや本町の接続件数が一般に公表がされていないことから、正確な接続件数を把握できない状況であります。

しかしながら本町の光回線は、平成２３年１０月にＮＴＴの光回線の利用が開始され、当初の加入予定件数より年々増えている状況ではありますが、光回線に接続できる地域は、町内の市街地、日出の市街地、そして実践会の一部の地域に限定されていると認識しております。

なお、それ以外の地域では、ＩＳＤＮやＡＤＳＬ回線によるインターネットの接続となり、通信の量や回線の延長によって通信速度がどんどん遅くなり、利用するのにも大変不便を感じている状況であると聞いているところであります。

次に、２点目の「インターネットの利用を公平にしてほしいとの町民の声に応えていただけるのか」についての質問であります。

実践会地区のインターネット利用における高速通信化の解消方法としては、市街地などのＮＴＴによる光回線の敷設方式、自前による鉄塔設置の無線方式、ドコモなどの通信会社が行っていますモバイルルータ端末機方式、そして人工衛星を使った方式がありますが、光回線と鉄塔を利用した無線方式、人工衛星を使った３つの方式を整備するためには、多額の費用が必要と思われますことから施設の整備は、現状では非常に難しいと考えているところであります。

このことから、高速通信化の対応としては、現在の携帯関係会社であるドコモ・ａｕ・ソフトバンクなどのモバイルルータ端末機による利用も有効な手段だと思います。今後は、

高速通信サービスエリアの拡大と光回線のエリア拡大整備に向けた要請を関係通信会社や国に行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました２点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　答えていただいたのですが、私自身もあまりインターネットのこういう分野については、本当にあまり知識がなくて、困ったなと思ってはいたのですが、ただ、このことで要請もあり、話を聞かせていただく中で、昨日も議員の中からインターネットに対する弊害も含めてお話がありましたが、ただやはり現実の今の社会のありようからいくと非常にこれが個人の嗜好だとか趣味の部分じゃなくて、自分の経営そのものがこれに頼るという部分、非常に比重が高くなってきているし、これからますます、例えば、ＪＡもそうですし、共済組合だとか、いろいろな関係団体、生産者の関係する団体も含めて、そこを利用しての経営をしなければいけない時代になってきているというお話がやはり聞かされる訳です。特に、酪農家のお話を聞きますとそこまでいっているのかとびっくりしたのですが、確かに訓子府の今の現状からいけば多くはないのですが、例えば、牛の１頭１頭に耳表、ＢＳＥの関係もありましての個体管理もやはり日本でただ１カ所で個体管理しているらしいのですが、やはりインターネットでうちらの部落の人たちもやっている。移動するごとにやらなければいけない。それから１頭１頭、１００頭も超える牛を飼っているのですが、１頭１頭全部すべてパソコンに入力しておいて、乳検も含め、受精も含め、共済組合との関係ですが、やるんだけれども、やっぱり途中でだめになってしまって、もう１回打ち直さなければいけないとか、非常に大変な思いをしてやっているらしいのです。これは弥生、うらの地域だけではなくて、やはりちょっと離れて川南のほうに行ってもそういう状況があるとか、本当にびっくりするぐらい、これが農業の経営、酪農の経営の中に入り込んできている中で「お金がかかるから」とか「遠いから仕方ない」で済む状況になっているかと盛んに言われる訳です。これについては、今の現状からいけば、先ほどの答弁のあったとおりなのですが、もっともっと例えば先ほど言ったように選挙もインターネットが解禁になるような時代になって、やはりこれは、いわゆる通信の問題は、総務省に入ってくると思うのですが、一企業の対応の問題でなくて、もう少しそこら辺も含めて、こういう地帯もあるんだよというところを町長から発信してもらって改善を図っていただきたい。そして、もう１つ言えば、速さでいけば、光だけれども、そんな光のような速さでなくても安定した利用ができるような、そういうことだけでもいいので、何とか早くそれが実現できるような方法を町長に要請してもらうように言ってくれということで、このような質問になった訳ですが、そういう実態もあるということで、状況になってきているということでありますので、その辺も含めて、今一度、なかなかａｕとかＮＴＴとか、そういう民間企業に対してということだけでは、済まなくなってきているというところの見解もお聞かせ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　時間がありませんから、私のほうで答えさせていただきます。今、議員が言われたさまざまな要望活動というのは、例えば、まちづくり推進会議の中でもかなり出ております。実践会長会議の中でも出ているところですし、これらについては、私

なりに受け止めております。もう１つは、前にもお話しましたように、オホーツク総合活性化期成会の私は総務文教厚生委員長になりましたので、総務省に要望のかたちで、項目が今上がっているかどうかを含めて点検しますが、なければ項目に載せてもらいながら、総務省ともこういうことを直に要請できるようなかたちを何とか努力してみたいと思いますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　ぜひ、そういうことで、目に見えるかたちで取り組んでいただきたいということと現在こういうふうにして取り組んでいこうとしているということをできれば町民の関係者というか、町民の方々にも発信していただきたいというふうに思っています。やはり、今の若い世代というか、３０歳代、４０歳代ぐらいの人たちは、やはりこれに依拠（いきょ）して、これに利用されるというのではなくて、我々はこれを使って経営をやっているんだという、利用しているんだという考えをきちんと持っています。そのことが周りの他の地域や町村も日本全体もそういうふうなことで、仲間同士もやっているんで、そういう中で自分も遅れをとりたくないという思いも十分持ってやっているということでありますので、ぜひ、そういう点で頑張っていただきたいと思っています。

以上、これでもって私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　７番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしましたが、会議時間が相当残っております。議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとなっておりますので、この際、日程を１日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、日程を１日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、午後２時１５分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時１５分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第３８号、議案第３９号、議案第４０号、議案第４１号、議案第４２号
議案第４３号、議案第４６号、議案第４７号

○議長（橋本憲治君）　これより、提案理由の説明が終わっております議案第３８号、議案第３９号、議案第４０号、議案第４１号、議案第４２号、議案第４３号、議案第４６号、議案第４７号について、質疑、討論、採決をいたします。

まず、最初に、議案第３８号の質疑を許します。議案書１ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

２番、佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。４ページをお願いいたします。４ページの中ほどにあります温泉保養センターの運営事業として、分煙所、野菜販売所の建設１棟が新規事業として、１００万円ほどの予算が出ております。その内容について、少しお伺いしたいと思います。

ご承知のように温泉保養センターの運営については、毎年、収支が赤字経営でその額も年々増えるような状況でありまして、今回の野菜販売所は、利用者の増対策の１つと思いますが、内容を少し詳しく説明を求めたいと思います。

１として、この野菜販売所の建てる位置ですか、これは、現在の温泉センターのどの位置に建てるのか。それとスペースといいますか、広さについては、どれぐらいのものなのか。それと出品する生産者の対象、説明では、地元の農家の野菜を趣味といいますか、つくっておられる方が出品するというふうに解釈しておりますが、現在、Ａコープの一部の場所にあるのと週間隔ですか、駅前で夢ミールがやっておりますが、これが温泉でやるということになりますとそのことの中で共存していけるような話し合いになっているのかどうか。それと販売の管理については、どなたが行うことになるのか。さらに、公営事業としてのその収益は、どのように使うことになるのか。最後にこの目的と事業効果はどのぐらいの内容を見込んでいるのか伺いたいと思います。

続けて伺います。

５ページの下段にあります新生紀森林組合の施設整備補助金の件についてでありますが、この事業に対して、両町として、補助金１億円を出すことに同意されました。この案分について、協議された。そして、決定されたことが示されておりますが、案分の内容について、具体的に少し説明を加えていただきたいと思います。

１つとして、組合員割として１０％あります。この組合員割という数字は、いつの時点の組合員数で置戸町が何名、訓子府町が何名、そのパーセントと負担の金額を教えてください。

２つ目として、面積割として５０％、これもそれぞれの面積とその持ち分のパーセント、そして、負担金額を教えてください。

それから、３点目の基準財政需要額、これが４０％、これも両町の額とパーセント、負担額について、教えてほしいと思います。

さらに、案分する協議の中で、この施設は、置戸町内につくる訳ですから、今後、長期にわたり、置戸町に私の推測ですが、固定資産税がもろもろ入れますと年間１００万円ぐらいずつ入ることになると私は想像しますが、そのことと工場の作業員というのは、現状９割近くが地元、置戸の出身者である。そういうことも含めて、この案分について、地元、いわゆる置戸町の優位性も含めて、協議されているのか伺いたいと思います。

それと森林事業は、ご承知のように長い低迷期間がありまして、今後の見通しもなかなか難しい中で、ご承知のように赤字の年が毎年続いている中での課題の多い事業となります。そこで、置戸町に対して一定期間の固定資産税の猶予期間を森林組合のためにと言い

ますか、出資している町として、猶予期間を求めるようなお話し合いがなかったのか。その件についても伺いたいと思います。

それと最後に、この間の議員協議会の説明の中で、国の補助金が２分の１ということであったのですが、これでいきますと１億５千万円程度のものが入る予定だったのが、今回の内示額で、そこから７１６万円ぐらい減額になったという担当者の話がありました。この不足分の対応は、事業の中でどういう具合に見積もっていくのか。どこが負担するような見通しとなるのか。対応策も伺いたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君）　歳出の４ページ、３目、温泉保養センター費、１５節、工事請負費、１００万１千円の予算になります。これについての位置、どこに設置するのかということであります。１点目であります。場所的には、玄関の左側、正面側玄関としますと左側に設置することで現在検討しております。玄関の左側に通路がありますので、近いようなかたちでつけたいというふうに思っております。

２点目の広さはどのぐらいかということで、現在のところ奥行が１．８ｍ、長さが４．５ｍということで８．１㎡になります。うち喫煙所については３．２４㎡、それと販売所につきましては４．８６㎡ということで、合計で８．１㎡ということであります。

３つ目に出店される生産者についてであります。Ａコープで行っております野菜が農業生産者がつくっている部分がありますが、基本的には、そこの関係者については、問い合わせをしておりません。設置するにあたり２つの関係の方と協議をさせていただいております。先ほど出ましたファーマーズマーケット夢ミール、この件については、最初に相談をしまして協議しておりますが、夢ミールの中で協議をして、最終的には、事業が増えるということでお断りを受けております。もう１件につきましては、訓子府町雇用促進協議会、お年寄りの方がやっております組織がございます。そこで協議をさせていただいております。その中で販売も管理も含めてでありますが、基本的には、全面委託するようなかたちでやっていきたいと思っております。そこの管理の仕方としては、現在、西幸町にあります町の雇用促進協議会でやっておりますプレハブで野菜を売っております。そのような形態の考え方ということで、現在協議を進めているところであります。野菜を置いて買われる方が来て、小さい金庫がありますので、そこにお金を入れていただくということで、そこに常駐するということではなくて、お金を入れるということで現在進めたいということで協議しております。

５番目の公営事業の収入の関係からどうなんだということでありますが、基本的に全面委託ということで、建物については、お貸しをするというようなかたちで考えております。そういった中で、収入については、町として、現在、貸し代というのか、それは現在のところ考えておりません。

あとは、６番目の目的と効果ということで、今回の販売所の設置にあたっては、まずは、設置場所が、温泉保養センターでございますので、議員の言われたとおり入浴客の増、それとここ数年、平成１３年に改修しまして年々入浴客が減少し、赤字額が多額になっている状況がありますので、何とか現状維持の入浴客をまずは確保したいということで、現在いろいろな部分で環境整備を進めているところでありますので、そういったことで、まず

は効果として上がってくるのではないか。もう１点については、雇用促進協議会のほうのお年寄りの方の雇用の場の確保ということも１点ということで、目的を２つを考えております。

次に、５ページの農林水産業費、林業費、林業振興費の１９節、負担金、補助及び交付金２，７７０万円、この行政負担の１億円の案分の協議、それと案分の内容の説明ということでお尋ねをいただいております。

１点目の案分の関係でございますが、組合員数割１０％、この内訳としましては、置戸町組合員数２８０、訓子府町２３２、合計で５１２であります。この中に町外にかかわる方については、除かれております。負担金、千円単位ということで、置戸町５４６万９千円、訓子府町４５３万１千円、これが組合員数割の金額。

次に、２つ目の所有山林面積割、置戸町６，５３３ｈａ、訓子府町２，４８８ｈａ、合計で９，０２１ｈａ、この内容については、訓子府の町有林の北見領域分というのですか、これはこの中に含まれておりません。この面積が４２６ｈａであります。

次に、基準財政需要額であります。置戸町９，４５０万３千円、訓子府町２，９１８万９千円、負担額にしまして置戸町３，０５６万円、訓子府町９４４万円で、それぞれの合計で置戸町７，２２３万９千円、訓子府町２，７７６万１千円ということで、１０万円単位で丸めさせてもらって、訓子府町が２，７７０万円、置戸町７，２３０万円でございます。

４点目、置戸町内につくられている施設の固定資産税の関係、それと従業員の関係から置戸町に優位性があるんじゃないかということのご質問であります。この点について、協議をさせていただいております。いろいろ部分で全員協議会でも説明させていただきましたとおりいろいろな項目として協議をしております。その１つの中に固定資産税、それと従業員についても協議をしております。その中で最終的に決まった項目が、この３点ということであります。その項目の割合の決定にあたっては、まず、最初に、山林所有面積が決まりまして５０％として協議をしております。次に、組合員数割、それと基準財政需要額について協議をし、組合員数割に関しては、なぜ１０％なのかということでありますが、１戸当たりの山林所有面積が置戸は１１．８ｈａ、訓子府町が５．３ｈａと開きがあります。どうしてもこの割合が高くなると的確なそれぞれの両町の負担ができないということで、組合員数割については、１０％ということで協議をし、残った分の４０％を基準財政需要額としております。事務局の段階としまして、基本的な項目、それと負担割合について、協議をしております。最終的には、それぞれの両町長の協議によって決定しているようなかたちで進めさせていただいております。

５点目の置戸町固定資産税についてでありますが、４点目にお話をしましたとおり協議の項目としては、置戸町の固定資産税については、今回の項目をはずさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。固定資産税の合計については、あれば永遠と固定資産税がかかる訳ですが、一応１５年程度の固定資産税を計算しますと建物と機械の関係で大体２，１００万円程度の固定資産税が置戸町に入るというふうな、一応仮定でございますので、実際に建てる事業費がどのぐらいになるか分かりませんが、現在の計画の金額としては、そのぐらい入るのではないかということであります。その中で置戸町として、固定資産税を減免が多分されるのではないかというふうには私のほうからしかお

答えはできませんので、最終的に地方税でございますので、減免するかしないかは、置戸町が判断されるということですので、今のところ３年間だけ減免されるのではないかという話は、新生紀から聞いているところであります。

６点目の補助対象費にかかる２分の１の補助の金額でございますが、当初、計画で１億５，６６５万円が当初の計画であります。現在、内示金額としましては、１億４，３３８万円ということで、対象事業費も含めて減額になっております。この補助金の減額によって、負担が新生紀森林組合の負担が増えるということで、今後どのように対処するのかということでありますが、一応、組合の考え方として、私のほうで連絡がきている段階としましては、現在、チップヤードの建物等ありますが、その分を請負工事に入れないで、自前でやるというようなことが１点目。２点目の建物本体自体を金額を切り詰めていくというような考えでいるということであります。ただ、実際にどういうふうになるかは、最終的に聞いておりませんので、今のところそういうことであります。

最初にそれぞれの案分の数字でありますが、いつかということでありますが、２５年の当初ということで理解をしていただきたいと思います。

以上、６点の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

２番、佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君）　関連で伺います。温泉センターの関係の野菜の件でありますが、これは以前からそういう事業に何とか貢献できないか。民間委託の話を出した時にもそういうことを期待した訳ですが、あいにく受ける人がいなくて現在に至っている訳ですが、この物を売るというのは、今、Ａコープと夢ミールが具体的にやっていると思うのですが、それとは関係なくやるという話ですが、利用する側にすれば、いつ行ってもある程度の物がそこにあるというのが物を売る基本だと思うのです。ないものはしょうがないのですが、その辺の物の確保については、ある程度、話し合われて、季節外れのものは無理でしょうが、普通あそこに来られるお客さんがちょっと野菜を買うのについては、いつも置いてあるというような体制は、内部的に検討されているのか。ある時にだけ出して、後はしょうがないという程度のものなのか。その辺について、もう少しお話してください。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君）　物の確保、それと常に野菜があるのかということのご質問でありますが、現在、訓子府町雇用促進協議会につきましては、野菜の全般的な部分を作っている状況ではございません。そういうことで、限られた物が出てくると思っております。これは現在の実態でございますし、あと量の問題についても、かなり出てくるような状況ではございません。ですので、温泉に来られる方が十分それに耐えれるような野菜が出るかというのは、現時点では、まだ煮詰めていない状況であります。

ただ、一番気にしているのは、町内の商店街に極力影響の出ないようなかたちの商品を出していきたいということで、今後は出されることを協議していきたいということで、現在進めておりますし、それと温泉自体の管理されている富山産業さん自体が現在、農業をしております。ということで、この点についても管理していることも含め、現在、富山産業さんと協議をしている最中ということであります。

あとは足りない部分をどうしたらいいんだということもございますが、今のところ雇用

促進協議会をやりたいと。特殊な部分も結構ございますので、アイヌネギを売っているとか、よく畑にあるしょうがを売っているとか、すってあるやつを売っているとか、いろいろな山菜を売っているとかありますので、多分一般的な商店さんと競合する部分は少なくなるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それと最初にファーマーズマーケット夢ミールさんからお断りを受けておりますが、体制ができ次第、参加していただけるのであれば、受ける側としては、広く考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

１０番、余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君）　１０番、余湖です。今の保養センターのことで、最初の説明の時にアイスの自動販売機も置きたいという話もありましたが、それについては、どういうふうに考えていますか。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君）　アイスの自動販売機の設置でございますが、現在、アイスの自動販売機が置いてございません。これは場所の関係があって置いていないというのが実態であります。現在の喫煙所スペースが外に出ることによって、そこのスペースがあきます。そこに現在ある牛乳等の自販機を持っていき、まだスペースに余裕がありますので、アイスの自動販売機を新たに設置したいという考えですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

５番、上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君）　６ページなのですが、確認をしたいと思います。住宅建設費の関係でありますが、公営住宅建設事業の労務費単価の変更による２１０万円の予算でありますが、この２１０万円というのは、今回出されている１棟３戸の関係だと思うのですが、この労賃は、確定していると言いますか、入札が終わっている金額の中の補正分なのでしょうか。その辺について、確認をしたいと思います。

それともう１点、一番下の中学校費の関係で、教育教材の１０４万６千円ですか。これは理科教育強化のためという説明でありました。改めて内容を確認したいのですが、教材を用意することで教科内容を強化できるのかどうか。指導する側の強化というのは、必要ないのか。その辺について、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　議案書６ページ、住宅建設費の関係でお尋ねをいただきました。今回補正しました２１０万円についてなのですが、基本的には、労務単価が大きなウェイトを占めているということでありますが、実際には、それ以外の建材費だとか、そういったものも若干増えたりなんかしていますので、トータルで２１０万円の補正をさせていただいたということであります。あと実際に１４日に入札している訳ですが、当然この新しい労務単価等を用いて設計金額を定めて、予定価格も設定しています。ですから、入札に際してもそういったものもある程度参考にしながら札入れをされているものと理解しております。

○議長（橋本憲治君）　管理課長。
○管理課長（山内啓伸君）　理科教材の関係なのですが、これにつきましては、最初の説明にありましたとおり全国学力テストの結果で、実験結果を分析した関係の説明能力が不足しているということで付いた予算なのですが、確かにそういうところがあって、学校の先生としても「こういうものがあったらいいな」というものを入れるということで、例えばですが、今回入れるのは、携帯用のスピードガンですとか、滑車の実験器ですとか、そういったものを入れるので、これについては、具体的にそれを使って授業をすると非常に分かりやすいだろうなというものを洗い出したということで、それ自体を先生方が使いこなせないとか、そういうことはまったくありませんので、そういったことで。ご理解いただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　上原豊茂君。
○５番（上原豊茂君）　前段の住宅費の関係でありますが、入札が終わって補正を２１０万円入れている。この補正がさらに補正がかかって増減するということが、今後あるのかどうか。その辺の確認をしておきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　補正予算とは別に、議案第４６号で契約同意の案件として提出させていただいていますので、基本的によほど、例えば、設計変更するような事態が生じない限りは、変更はあり得ないということでございます。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　９番、山本朝英君。
○９番（山本朝英君）　９番、山本です。上原議員の話の中で、６ページの公営住宅費の人件費の関係が主だということだと思いますが、国の政策といいますか、人件費を上げて全体的にそういう波及効果を出そうというようなことですから、その絡みの一環にあるのだと思いますが、これは例えば、労務単価なんかを考えますともし分かるのであれば、どのぐらいの従来の単価から見て上がっているのかということを分かれば、ひとつお伺いしたい。
　それから、全般的になりますが、今後のそういう事業によって、そういう労務単価の高騰によって予算が変わるというようなことは、他にないのかどうか。そこを確認しておきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（佐藤正好君）　ただいま、議案書６ページ、住宅建設費の関係で、労務単価の占める割合についてのお尋ねをいただきました。そうした質問も想定されたものですから、あらかじめ調べるように手配はしていたのですが、設計書を１つひとつを拾い直しながら積み上げていかないと金額が出てこないのです。それで今回のいわゆる予算にかかる労務単価の分については、積み上げた金額の総体については、ちょっとお答えできないということで、まずご理解いただきたいとのと今回、労務単価の改定になった分につきましては、５１職種でそれぞれ引き上げになっています。多いものでは２０％を超えるものもあります。その中で例えば特殊作業だとか、普通作業だとか、主要な１２職種の平均で申しますと２４年度の基準額、労務単価でいくと平均になりますが、１万１，７５８円が１万３，６９２円に引き上げになったということで、率にして１６．４４％の引き上げとい

うことになってございます。
　それと他の工事にかかわる労務単価等の影響についてでございますが、はっきり言って影響はございます。たまたま繰越明許で予算を確定いただいてやっていく事業につきましては、実施設計をやりながらの事業を工事として発注していくようなことがございますから、事業量のほうで調整をさせていただく。実施設計の結果を見ながら、事業量で調整して予算の範囲内での実施ということで、いろいろ対応してございます。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。
○農林商工課長（村口鉄哉君）　農業のほうも同じようなかたちで労務単価がパーセント的に連絡きているのは、現在のところ１５％アップということで聞いております。道営事業につきましては、順次発注されていますので、現在のところ予算自体を増やすという話は聞いておりませんので、先ほど建設課長が説明したとおり現在のところで予想されるのは、事業量を下げていくのではないかということで、今のところ思っております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　３番、西山由美子君。
○３番（西山由美子君）　３番、西山です。４ページの先ほどの温泉保養センターのことで、１点だけお伺いしますが、これは喫煙室を外に設けるということは、何か利用客のほうから、そういう苦情があったのか、今この時点で補正で上がるということは、新年度予算で計画的に上げられなかったのかということをお聞きしたいのです。というのは、野菜販売に関しては、夢ミールさんとも私ちょっと土曜日にお話したのですが、野菜の販売というのは、もぎたて市もそうですが、種をまいて育つまで日数がかかりますから、皆さん計画的にやっていますので、急なこういうお話というのは、やはり対応できないんじゃないかと思うので、そこら辺の今この事業を行う経緯について、ちょっと簡単に説明があればいいなと思います。
　そのほかに、その下の児童センターの備品購入ですが、確か、先ほどテレビ、洗濯機という話でしたが、開園になって３カ月、その間は、今までの古いのを使っていたとか、そういうことでよろしいのでしょうか。テレビと洗濯機だけでしたか。すいません。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。
○農林商工課長（村口鉄哉君）　４ページの温泉保養センターの補正予算の関係でございます。計画的な部分で本来、当初ではないかということのお尋ねでございます。６月補正で提案させていただいたのは、２月にアンケートの調査票を見て、そういう苦情が出ております。それを受けて、過去のアンケート調査も含めて調査した中で、数件の苦情が出てきております。そういうかたちで本来、温泉保養センターということで、やはり喫煙の関係ということで配慮しなきゃならないということにたって６月補正ということになっております。
　２つ目の設置にあたっての経緯ということであります。補正の提案をする前にまずは最初にファーマーズマーケットさんのほうに相談をさせていただいて、まずは了解をしていただこうということで進めさせていただきましたが、植える前の時期に相談させていただいていますので、受けていただけなかったというのは、夢ミールさんの中での協議ということで、各構成員の方の協議の中で今年は受けられないというような返事をいただいて入っていないということであります。その後に町の雇用促進協議会さんのほうから、どこか

やりたいんだというようなお話もいただきましたので、その中でこういうような感じで現在計画しているということでお話したら、ぜひやりたいというような話でしたので、今回の提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　児童センター長。

○児童センター長（中山信也君）　今ご質問いただきました児童センターの備品購入の関係でございます。今回の購入につきましては、保育用備品を中心に買わせてもらう訳なのですが、その中にテレビと洗濯機のほうも入れさせてもらってございます。テレビにつきましては、従来、確か北海道振興協会だったかと思うんですが、寄贈されたテレビで、３２インチのテレビがあるのですが、夕方にテレビや映画などを子どもたちに見せているのですが、今３０名前後、夕方でも子どもがいまして、小さくてちょっと見ずらいということもありまして、ちょっと大きなテレビを予定してございます。あと洗濯機につきましては、従来、児童生活館で使っていたものをいただいたのですが、平成１３年に購入されたもので、結構傷んでいまして、そんなに長いこともたないだろうということもございまして、今回、更新させてもらおうと考えているものでございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第３８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号の質疑を行います。議案書８ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第３９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号の質疑を行います。議案書１１ページでございます。１人３回まで

質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第４０号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４１号の質疑を行います。議案書１４ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第４１号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４２号の質疑を行います。議案書１７ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第４２号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４３号の質疑を行います。議案書１８ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４３号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号の質疑を行います。議案書２１ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４６号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４７号の質疑を行います。議案書２２ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

２番、佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。この昔懐かしい町道といいますか、よく使っていたあれなのですが、高速道路の関係で廃止になります。そのことでちょっと伺いたいのですが、全長１８７ｍ、全体の面積として、どのぐらいになるのか。

もう１つは、町道の廃止による道路の跡地、それからこれは図面で見ましても分かりますように三角の畑がある訳ですが、この周辺といいますか、この畑の利用は今回どのような見通しであるのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　まず、道路用地の面積についてでございますが、面積につきましては、２，９４３．９㎡となってございます。今後の廃止後の扱いになるのですが、ちょっとこれまでの経過を詳しく承知していないのですが、基本的にあそこの道路用地自体は、北海道の所有地でございまして、この町道を廃止した後については、北海道の管理になるということになってございます。それで今、情報をいろいろ聞いてございましたら、

まず、用途としては、北海道横断自動車道の除雪ステーション、いわゆる車庫ですとか、そういったものを置くのと除雪車の旋回場として、あの道路用地、隣の畑の部分も含めて民地の部分も含めてですが、使用される予定になってございます。道路の部分につきましては、年内に取付部分も含めて舗装道路は全部撤去してしまうということになってございます。

○議長（橋本憲治君）　２番、佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君）　道路は道のものというふうに分かりますが、その辺の土地は、民地だったということなのか。そこも道の所有地だったのですか。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（佐藤正好君）　今、お話しましたのは、町道の路線部分、道路の部分です。本来、通常だと町道ですと町のほうに移管されるのですが、そこがそもそも北海道の土地のままだったということであります。今申し上げました三角の畑の部分、これは民地なのですが、これは買い上げになって、除雪ステーション、あるいは除雪車の旋回場として使われるということになってございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君）　これにて、平成２５年第２回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会　午後　３時　５分